

平成 27 年度

肝 付 町 水 防 計 画 書



肝 付 町

肝付町水防計画書

目 次

第1章	総 則	1
1.	目的	1
2.	用語の定義	1
3.	水防の責任等	3
4.	水防計画の作成及び変更	5
5.	津波における留意事項	5
6.	安全配慮	5
第2章	水防組織	7
1.	水防組織	7
2.	水防本部の設置基準	7
3.	本部の組織及び事務分掌	8
第3章	重要水防区域	9
1.	重要水防区域	9
2.	重要水防区域外で危険と予想される区域	9
3.	その他	9
第4章	予報及び警戒	10
1.	気象庁が行う予報及び警報	10
2.	水防警報が発せられる河川	13
3.	水防警報の種類	15
4.	水防警報と通報	16
5.	津波に関する水防警報	16
第5章	水位等の観測、通報及び公表	17
1.	水防巡視	17
第6章	水門・ダム等の操作	18
1.	水門等	18
2.	ダム等	18
3.	操作の連絡	18
4.	連絡系統	18

第7章 通信連絡	19
1. 気象予報・警報等の伝達系統図	19
2. 警報等の受領及び伝達方法	20
3. 災害時優先通信の取扱い	21
第8章 水防施設及び輸送	22
1. 水防倉庫並びに備蓄資機材	22
2. 防倉庫の管理及び資機材の利用	22
3. 水防資機材の調達	22
4. 輸送の確保	22
第9章 水防活動	23
1. 動員要領	23
2. 配備及び配置要員	23
3. 水防本部設置後の活動	24
4. 消防団の責務	24
5. 消防団への通報	26
6. 河川・堤防の巡視等	26
7. 水防活動報告	27
第10章 水防信号等	28
1. 水防信号	28
第11章 協力及び応援	29
1. 河川管理者の協力	29
2. 警察官の援助要求	29
3. 自衛隊の派遣要請	29
第12章 費用負担と公用負担	31
1. 費用負担	31
2. 公用負担	31
第13章 水防報告等	32
1. 水防記録	32
2. 水防報告	32
第14章 水防訓練	33

肝付町水防計画書

第1章 総 則

1. 目 的

本計画は、肝付町における防災計画の一つとして、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という）第 4 条の規定に基づき、鹿児島県知事から指定された指定水防管理団体たる肝付町が同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を定め、もって肝付町域にかかる河川、湖沼の洪水又は海岸の高潮、津波等の水害の警戒、防ぎよ及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防の万全を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

用 語	定 義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。本文では肝付町（以下「町」という）
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。本文では肝付町長（以下「町長」という）（法第 2 条第 3 項）
消防機関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。
水防団	法第 6 条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

用 語	定 義
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。
水位到達情報	水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。町長又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。
避難判断水位	市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位 （特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

3. 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第6項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑨洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑫水防信号の指定（法第20条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑭緊急時の水防管理団体の水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑮水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑯水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑰水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(2) 町の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑦警戒区域の設定（法第21条）

- ⑧警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑨他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑩堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑪公用負担（法第 28 条）
- ⑫避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑬水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑭水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑮水防協議会の設置（法第 34 条）
- ⑯水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑲消防事務との調整（法第 50 条）

（３）国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑤水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑥浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑩都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（４）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（５）住民等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

（６）水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第 25 条）

- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

4. 水防計画の作成及び変更

町は、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、鹿児島県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

5. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

6. 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

＜水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項＞

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオ等を携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

1. 水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町は水防本部を設置し、水防事務を処理する。ただし、災害警戒本部が設置された場合は、水防本部はその組織に編入されるものとする。

2. 水防本部の設置基準

町内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し、又は水害が発生するおそれがある場合等下記に準じて水防本部を建設課内に設置する

地域防災計画に定めた基準	町全体の体制	水防本部
① 暴風・大雨警報、洪水警報が発表されたとき ② 副町長が警戒を必要と認めたとき ③ 町内に津波注意報が発令されたとき	【情報収集体制】 ・ 防災担当配備要員 ・ 本庁、総合支所各1名以上	【水防本部の設置】 ① 防災担当配備要員との連絡を密にとり、必要に応じ建設課職員は登庁及び水防活動（巡視・警戒）の準備にあたる。 ② 消防団長に連絡
① 土砂災害警戒情報が発表され、災害発生が予想される場合、また小規模の災害が発生したときで、副町長が必要と認めたとき ② 自主避難の放送等を実施したとき ③ 町内に津波警報が発表されたとき ④ 副町長が必要と認めたとき	【災害警戒本部】 ・ 総務課長 ・ 建設課長（課員必要数） ・ 消防団長 ・ 福祉課長 ・ 農業振興課長 ・ 水道課長 ・ 防災担当職員 【人員配置】 ・ 防災担当課 ・ 建設課必要数 ・ 消防団本部	① 災害警戒本部として水防活動を行う。 ② 建設課長及び建設課員は水防活動を主とした行動を実施する。また総務課長と連携し消防団本部への作業内容の指示等を行う。
① 比較的軽微な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき ② 避難準備情報発令の準備段階 ③ 災害対策本部長が必要と認めたとき	【災害対策本部（第1次）】 ・ 災害対策本部を構成する各課の課長等以上 ・ 参集範囲は各対策部長の判断による	① 災害対策本部土木対策部として活動を行う。

3. 本部の組織及び事務分掌

対策本部組織は別表 1) のとおりとし、各々の事務分掌は別表 2) のとおりとする。

(1) 各対策部長は、部会の分掌する事務が本町の行政機構における業務内容に関する課長級をもって充てるものとする。

(2) 水防対策本部会議

- ① 水防本部が迅速かつ的確な応急対策等水防活動を実施するにあたっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する水防対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

第3章 重要水防区域

町内の重要水防区域は、次のとおりとする。

1. 重要水防区域

町内の河川、海岸等で特に重要な水防区域と認められる区域及びその中で危険と予想される区域は別表3) のとおりである。

2. 重要水防区域外で危険と予想される区域

町内の河川海岸等で、重要水防区域外で危険と予想される区域及び小規模危険予想箇所は、別表3) のとおりである。

3. その他

災害予想危険箇所及び土砂災害警戒区域等で土砂災害が予想される箇所は別表4) から別表5) のとおりである。又、洪水危険地帯は別表6) の通りである。

第4章 予報及び警戒

1. 気象庁が行う予報及び警報

町及び町内関係機関、団体は、災害が発生しそうな段階に至った場合、ラジオ、テレビ等を常備し、気象、情報等の収集に努めるものとする。

(1) 全般気象情報・九州南部地方気象情報・鹿児島県気象情報注意報・警報等の定義及び種類

注意報	県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、鹿児島地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	＜気象注意報種別＞ 大雨・洪水・強風・風雪・大雪・波浪・高潮・雷・濃霧・乾燥・なだれ・低温・着氷(雪)・霜
警報	県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、鹿児島地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	＜気象警報種別＞ 大雨(浸水害/土砂災害)・洪水 暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮
気象情報	気象官署が気象等の予報に係るある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、鹿児島地方気象台が発表する、鹿児島県気象情報並びに鹿児島県記録的短時間大雨情報もこれに含まれる。	
特別警報	警報基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を喚起するために発表する。	

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報(以下「警報等」という)の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に 適合する警報等	一般の利用に 適合する警報等	発表基準
水防活動用 気象注意報	雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（２）土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とするものであり、町は土砂災害警戒情報が発令されたときは、直ちに住民へ防災行政無線等で伝達する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨(1時間120mm以上)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(4) 警報・注意報発表基準一覧

(鹿児島気象台 平成26年現在)

警 報	大 雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量 70mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	162	
	洪 水		雨量基準	平坦地：1時間雨量 70mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm	
			流域雨量指数基準	高山川流域=25	
			複合基準	平坦地：1時間雨量 45mm かつ流域雨量指数 肝属川流域=32	
			指定河川洪水予報 による基準	肝属川水系 [俣瀬・豊栄・高山橋]	
	大 雪		降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ 20cm
				山地	24時間降雪の深さ 30cm
波 浪		有義波高	6.0m		
高 潮		潮位	2.1m		
注 意 報	大 雨		雨量基準	平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm	
			土壌雨量指数基準	110	
	洪 水		雨量基準	平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm	
			流域雨量指数基準	高山川流域=20	
			複合基準	平坦地：1時間雨量 30mm かつ流域雨量指数 肝属川流域=32	
			指定河川洪水予報 による基準	肝属川水系 [俣瀬・豊栄・高山橋]	
	波 浪		有義波高	2.5m	
	高 潮		潮位	1.8m	
記録の短時間大雨情報			—	1時間雨量 120mm	

- ・土壌雨量指数：土壌中に貯まっている雨の量に基づき、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標（避難準備等への活用）
- ・流域雨量指数：流域の雨の量に基づく指標（水害発生の危険性をより高い確度でとらえられる）

(5) 津波に関する情報

鹿児島気象台が発表する津波に関する情報は、次の通りである。発表される津波の高さ等

種 類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合 の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5 m～10m	10m	
	3 m～5 m	5 m	
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い
津波注意報	20cm～1 m	1 m	(表記しない)

- (注) 1 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2. 水防警報が発せられる河川

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

① 水防警報を行う河川名及びその区域

河 川 名		区 域
肝属川	幹 川	左 岸 鹿屋市祓川町 3947 番地先の県道橋から海まで
		右 岸
	支 川 高山川	左 岸 肝属郡肝付町大字前田字田布尾 323 番の 1 地先から幹川への合流点
		右 岸 肝属郡肝付町大字新富字築ヶ城 7737 番の 5 地先から幹川への合流点まで

② 水防警報発令者

河 川 名	発 令 者	責 任 者
肝 属 川	大隅河川国道事務所	所 長

③ 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位 置	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m) 【危険水位】	計画高水位 (m)	観測所地点の現堤高 (m)
肝属川	俣瀬	肝属郡東串良町大字川西俣瀬	河口より 3,880m	3.80	4.70	5.00	5.63	9.00
高山川	高山橋	肝属郡肝付町大字新富	幹川合流点より 2,280m	4.60	5.10	6.40	6.82	9.50

④ 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除
肝属川	俣瀬	水防団待機水位 (2.80m) に達し、はん濫注意水位 (3.80m) に達すると思われるとき	水防団待機水位 (2.80m) を超え、はん濫注意水位 (3.80m) を突破すると思われるとき	はん濫注意水位 (3.80m) に達し、なお上昇の見込みがあるとき	はん濫注意水位以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき
高山川	高山橋	水防団待機水位 (3.30m) に達し、はん濫注意水位 (4.60m) に達すると思われるとき	水防団待機水位 (3.30m) を超え、はん濫注意水位 (4.60m) を突破すると思われるとき	はん濫注意水位 (4.60m) に達し、なお上昇の見込みがあるとき	はん濫注意水位以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき

⑤ 水防警報の通知及び水位観測所の関係する町長の範囲

河川名	観測所名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	町 (町長名)
肝属川	俣瀬	大隅河川国道事務所長 (調査第一課長)	大隅地域振興局建設部長	電話	肝付町 (同町長) 鹿屋市 (同市長) 東串良町 (同町長)
高山川	高山橋	同 上	大隅地域振興局建設部長	電話	肝付町 (同町長)

3. 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示しその対策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

種 類	内 容
待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・はん濫注意水位等にとらわれず、現地状況より判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
解 除	

種 類	内 容	発令基準
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報・津波警報・大津波警報解除後の出水等に備えるもので、警報発令後に水防工法等の対策を行うものではない。

注) 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。

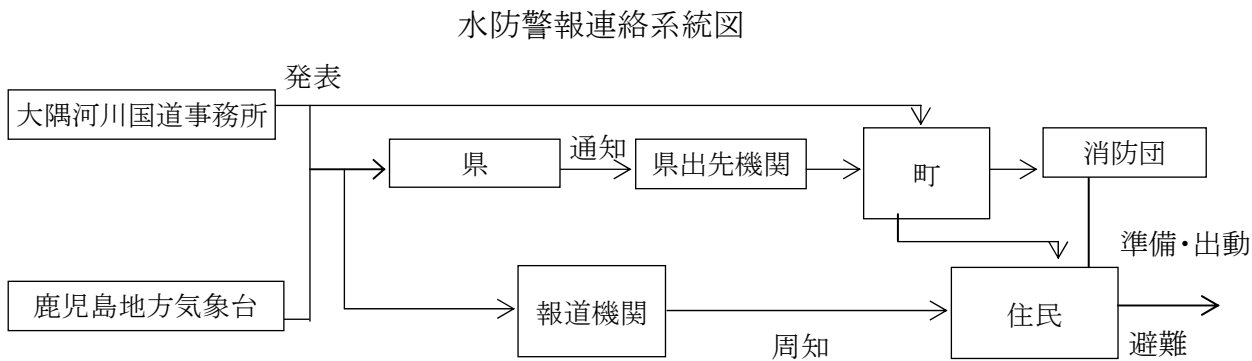
注) 水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。

注) 避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

4. 水防警報と通報

(1) 国土交通大臣が発令する水防警報の通報

- ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川の区域を管轄する大隅地域振興局建設部長は、国土交通大臣（大隅河川国道事務所長）から水防警報発令の通報を受けたときは、直ちに関係町長、その他水防に関係のある機関へ通報するものとする。
- イ 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。
- ウ 水防警報の通知を受けた町長は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。
- エ 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。



5. 津波に関する水防警報

日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。

安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間とする。

※退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

南海トラフによる最大津波			種子島東方沖		
津波の高さ +1m 到達時間 (分)	最大津波 到達時間 (分)	最大津波高 (T. P. m)	津波の高さ +1m 到達時間 (分)	最大津波 到達時間 (分)	最大津波高 (T. P. m)
28	46	8.39	20	76	4.09

資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第 5 章 水位等の観測、通報及び公表

1. 水防巡視

水防本部長は、水防警戒等の通知を受けたときは、直ちに消防団長にその通報を通知し、団員に河川・水門・樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の指定水位に達した旨の通報があったときは、直ちに消防団長に通知するとともに、本書第 10 章に示す「水防信号」により周知し、更に必要な団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

雨量観測所は別表 7)、水位観測所は別表 8) の通りである。

第6章 水門・ダム等の操作

1. 水門等

(1) 河川区間の水門（洪水）

水防上重要な水門等は、別表9)のとおりである。ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあるときと認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2. ダム等

洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、町はダム管理者と連携して、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するための必要な措置をとる。

3. 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の町に迅速に連絡するものとする。

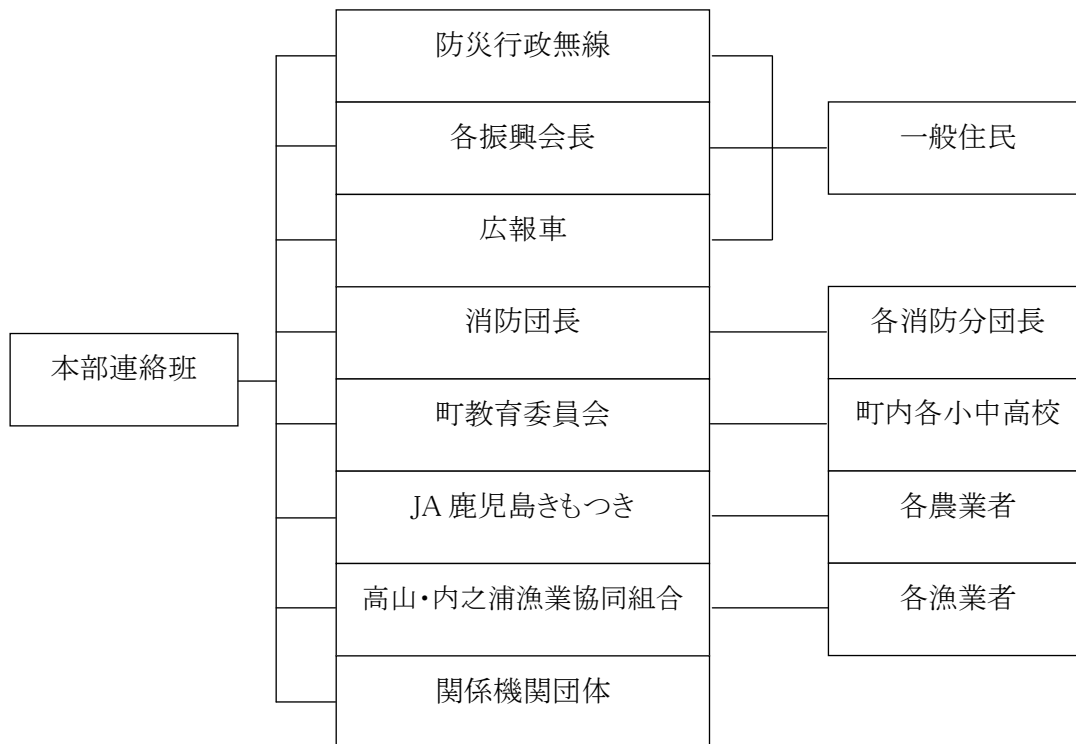
4. 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第7章 通信連絡

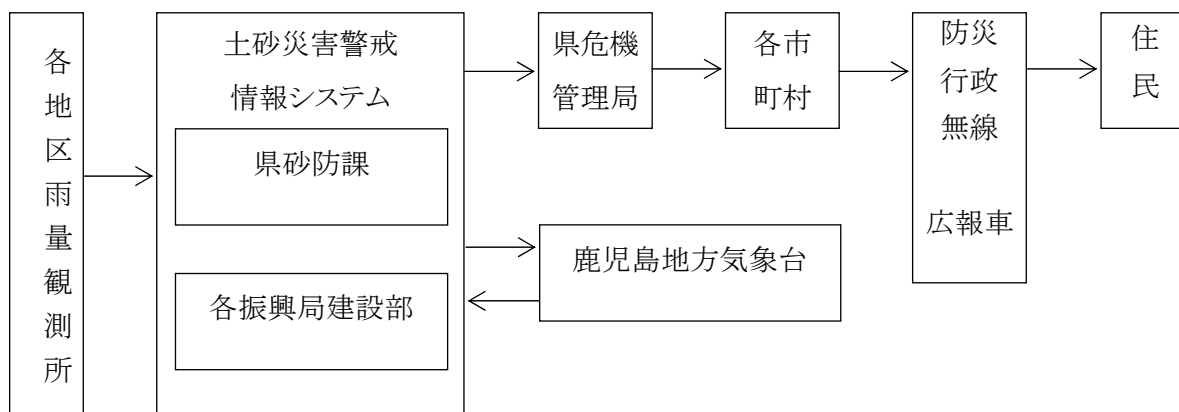
1. 気象予報・警報等の伝達系統図

(1) 町における伝達系統図



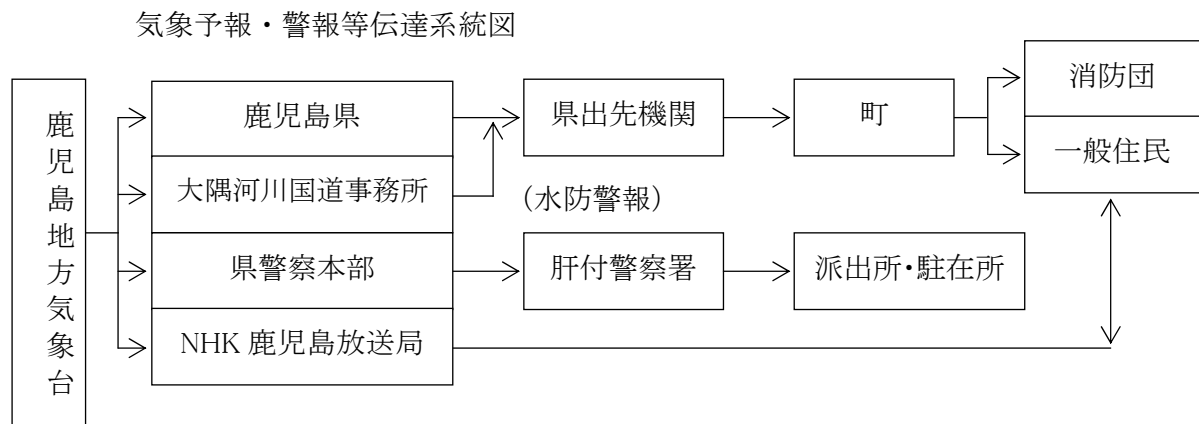
※土砂災害警戒情報システムの活用

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、住民の防災活動や避難行動を支援するため、鹿児島地方気象台及び鹿児島県から発表される土砂災害警戒情報システムの活用により、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1・2・3・4等の土砂災害に関する情報を活用し、住民に情報提供するものとする。



(注) 津波、高潮予報・警報は防災行政無線を通じて波見地区、有明地区、内之浦地区、岸良地区方面へ伝達する。

(2) 町に伝達される関係機関ごと予報・警報伝達系統図（参考）



2. 警報等の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は総務課が受領する。総務課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる）は総務課長補佐、町民生活課長補佐、総務課消防交通係長及び町民生活課消防交通担当とする。
- (2) 勤務時間外は警備員が警報等を受領する。受領後は直ちに総務課長、支所長兼町民生活課長、建設課長に連絡するものとする。警報等を受領した総務課長は、町長及び副町長に報告する。
- (3) (1)(2)により警報等を受領したときは、直ちに庁内各課（勤務時間外は関係課長）に庁内マイク（電話等）により放送周知させるとともに関係機関、住民等に対しては次により周知するものとする。
- (4) 関係機関等に対する伝達
農協等の関係機関、団体に対しては電話等により受領内容をそのまま伝達する。関係機関の受領電話番号及び受領責任者は次のとおりである。

関係機関団体	受領電話番号	受領責任者	備考
国土交通省大隅河川国道事務所	65-2541	所長	
国土交通省大隅河川国道事務所 高山出張所	65-2415	出張所長	
肝付警察署	65-0110	署長	
JA鹿児島きもつき高山支所	65-2531	支所長	
JA鹿児島きもつき内之浦支所	67-2611	支所長	
高山漁業協同組合	65-6133	組合長	
内之浦漁業協同組合	67-2121	組合長	
肝付町商工会	65-2226	会長	
肝付町高山土地改良区	65-2456	理事長	
肝付町内之浦土地改良区	67-2111（内線2160）	理事長	
肝属中部土地改良区	45-7120	理事長	
消防団本部	消防団一覧表による	団長	
各分団 （東部、西部、有明、波見、野 崎、津曲、下之門、下住、宮下 、富山、論地、後田、本城、川 上、北方、南方、岸良）	消防団一覧表による	分団長	

3. 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第 8 章 水防施設及び輸送

1. 水防倉庫並びに備蓄資機材

内の水防倉庫及び備蓄資器材は別表 10) のとおりである。

2. 防倉庫の管理及び資機材の利用

水防倉庫は建設課において管理する。ただし、水防本部設置下においては水防本部において管理するものとし、各部会員は必要に応じて水防資機材を利用して水防並びに応急復旧措置を行う。

3. 水防資機材の調達

水防資機材確保のために、水防資機材取扱業者とあらかじめ協議し、緊急調達できるようにしておくものとする。

なお、消防団において状況の急変等により水防本部に要請する暇がないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合には、その旨水防本部に報告するものとする。

4. 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域における輸送経路図は別表 11) の通りである。

第9章 水防活動

1. 動員要領

- (1) 総務対策部長（総務課長）は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときは、本部長の指示を受け各対策部長に配備の規模を通知する。
- (2) 各対策部長は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときに備えて、配置規模に応じた動員が円滑に行われるよう連絡員を置き、総務対策部長の連絡・指示により動員し、部会活動を行う。
- (3) 配備要因及び連絡員は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときは、常に所在を明らかにし、部長との連絡保持に努め、動員に応ずる体制を整えるものとする。
- (4) 勤務時間外その他勤務を要しない日時において、連絡不能の状況にある場合の各部会の連絡員は、水防本部が設置される事態が推定されるときは、自らの判断により指示を待たずに登庁し、水害応急対策活動に支障のないよう努めなければならない。

2. 配備及び配置要員

(1) 初動体制

区分	内容	要員配置
初期配備	水防本部の設置には至らないが、今後の気象状況に注意を要するときの配備体制	原則として建設課職員2名

(2) 水防体制の種類

区分	内容	要員配置
第1配備 (準備体制)	水害の発生が予想される事態であるが、発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制	各対策部長及び各部会構成課の連絡員各1名
第2配備 (警戒態勢)	比較的軽微な水害もしくは局地的な水害が発生した場合、又は水害の発生が必至となったときの配置体制	各部会の構成課の課員半数
第3配備 (非常体制)	全町にわたる水害が発生し、又は局地的水害であつても被害が特に甚大なときの配備体制	全員

3. 水防本部設置後の活動

- (1) 水防本部が設置された場合、第1配備体制下においては、総務対策部長は水防本部に各対策部長及び連絡員を招集し、その他の部会員については自宅待機し以後の連絡・指示に従う。
- (2) 第2配備以降の水防体制においては、各部会員についても水防本部に参集し、技術職員をリーダーとする3～4名の小グループを形成し、各対策部長の指示に従い行動する。
- (3) 水防・水害に関する通報については、水防本部において一括して受付を行い、適時、水害現場との連絡に努める。
- (4) 各部会員は水害現場における応急措置等の活動状況を水防本部に報告し、水防本部はこれを記録する。

4. 消防団の責務

洪水等に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水等による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

各分団の水防活動の受持区域は下表のとおりとし、消防団長は必要に応じて分団の水防区域を変更し、他の分団に水防活動の応援を命ずることができる。

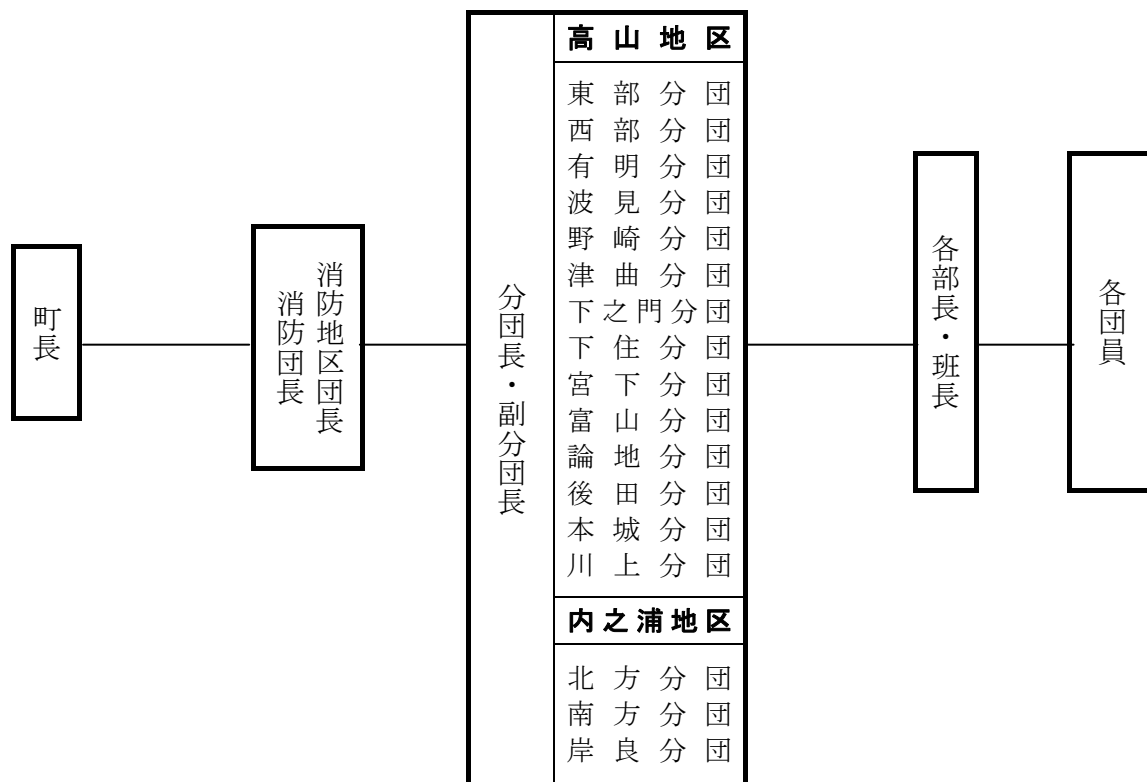
(1) 高山地区水防団(消防団)の受持区域

分 団 名	受持区域
有 明 分 団	飯ヶ谷・一ツ松・有明山下・柳井谷・仮屋・西仮屋
波 見 分 団	浦町・波見下・轟・荒瀬・平後園
野 崎 分 団	和田・東大園・西大園・上大園・上原・塚崎
津 曲 分 団	津曲・水窪
下 之 門 分 団	池之園・下之門
東 部 分 団	花牟礼・東迫・東横間・西横間・丸岡・小牧・博労町・本町・仲町・新町・西新町・八幡馬場・寺町・寺町ヶ丘・五社馬場・中馬場・中麓・西麓・神之市・長珠庵・中村園・下永山・三反
下 住 分 団	下住上・菅原・下住下
西 部 分 団	福留町・西之宮・新生町・赤池・栄町・坂中・下西方・上西方・旭が丘・長能寺・大脇・上之馬場1～4区・西が丘・上之原
論 地 分 団	稲村・中村・岩崎・論地
後 田 分 団	協和・谷山迫・笹ヶ尾・鳥越・大窪・永野・白坂・後田東山下・後田西山下・染木・中原・瀬戸宇治
本 城 分 団	本城下・本城中・本城上・寺之上・安野
川 上 分 団	石之脇・岩屋・片野・折生野
宮 下 分 団	宮下川南・宮下川北
富 山 分 団	富山

(2) 内之浦地区水防団(消防団)の受持区域

分 団 名	受持区域
北 方 分 団	小串・檜脇・天神・朽木・平牟田・津房・坂元・馬込・赤木屋・江平
南 方 分 団	新地・乙田・上建・下建・上町・仲町・下町・浜崎・上向・川地・大平見侍金・小田・小野・津代・宮原
岸 良 分 団	港・東・本地・下西・上西・大原・姫門・浜・川口・船間・辺塚・大浦

5. 消防団への通報



6. 河川・堤防の巡視等

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標等により水位の変化、水門の状況等を町長に報告するものとする。
 なお、水位が警戒水位に達したときは、第1水防信号により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位がはん濫注意水位に達したときは、随時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部に報告するとともに、第2水防信号を打続し、団員を招集し水防作業にあたらせ、その旨を町長に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事項が発生し、水防のための地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3水防信号を打鐘の上、出動を要請しその旨を町長に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立ち退きが必要と認

めるときは、第4水防信号の打鐘により直ちに地域住民に周知し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を町長に報告するものとする。

7. 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に、別表14)の様式により水防本部に水防活動報告書を提出するものとする。

第 10 章 水防信号等

1. 水防信号

町が水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種 類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	一点打 0 休止	(約 5 秒) (約 15 秒) 0—休止
第 2 信号	消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	三点打 0—0—0	(約 10 秒) (約 10 秒) 0—休止
第 3 信号	当該町の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	四点打 0—0—0—0	(約 10 秒) (約 5 秒) 0—休止
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(約 1 分) (約 5 秒) 0—休止

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- (3) 危険解消と確認したときは、口頭伝達により周知させること。

第 11 章 協力及び応援

1. 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 町に対して、河川に関する情報（肝属川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 町に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び町長等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川及びダム管理者による関係者及び一般への周知（伝達方法については第7章通信連絡による）
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 町及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 町及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2. 警察官の援助要求

町長は、水防のため必要があると認めるときは、肝付警察署長に対して、警察官の出勤を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ肝付警察署長と協議しておくものとする。

3. 自衛隊の派遣要請

町長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間

- (3)派遣を希望する区域及び活動内容
- (4)派遣部隊が展開できる場所
- (5)遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、町長が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする

第 12 章 費用負担と公用負担

1. 費用負担

町の水防に要する費用は、法第 41 条により町が負担するものとする。ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、町長相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2. 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、町長、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ・ 車両その他の運搬用機器の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、町長、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(4) 損失補償

本町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 13 章 水防報告等

1. 水防記録

水防作業員が出動したときは、町長は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①天候の状況並びに警戒中の水位観測表②水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所③警戒出動及び解散命令の時刻④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員⑤水防作業の状況⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数⑧水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所⑨応援の状況⑩居住者出勤の状況⑪警察関係の援助の状況⑫現場指導の官公署氏名⑬立退きの状況及びそれを指示した理由⑭水防関係者の死傷⑮殊勲者及びその功績⑯殊勲水防団とその功績⑰今後の水防について考慮を要する点、その他町の所見 |
|---|

2. 水防報告

町長は、水防活動が終結したときは、水防活動実施後 15 日以内に各分団長より提出された水防活動報告書・別表 14) を、大隅地域振興局長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

第 14 章 水防訓練

町は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

資 料 編

別表 1) 肝付町水防対策本部組織及び構成	資－1
別表 2) 事務分掌	資－2
別表 3) 重要水防箇所	資－3
別表 4) 土砂災害危険箇所	資－11
別表 5) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	資－27
別表 6) 洪水危険地帯	資－46
別表 7) 雨量観測所一覧表	資－48
別表 8) 水位観測所名	資－49
別表 9) 水門一覧表	資－50
別表 10) 水防倉庫並びに備蓄資機材	資－51
別表 11) 重要水防区域における輸送経路図	資－52
別表 12) 災害時防災関係機関一覧表	資－53
別表 13) 情報収集サイト一覧	資－54
別表 14) 水防活動実施報告書	資－55

別表 1) 肝付町水防対策本部組織及び構成（組織構成は地域防災計画に準ずる）

対策部会	対策部長	班名	班長	要員
総務対策部	◎総務課長 ○企画調整課長	本部連絡班 経理班 人事班 広報班	消防交通係長 財政係長 行政係長 企画調整係長	消防交通係・管財係 ・政策調整係 議会事務局職員 財政係 行政係 企画調整課職員
	◎支所長兼町民生活課長 ○産業創出課長	支部連絡班	消防交通担当 産業創出課長補佐	町民生活課職員 産業創出課職員
民生対策部	◎福祉課長 ○福祉課長補佐	救助班	福祉推進係長 介護保険係長 児童家庭係長 障害福祉係長	福祉推進係 介護保険係 児童家庭係 障害福祉係
	○健康増進課長	救護班	健康増進課長補佐 健康増進係長	健康増進係 健康保険係
防疫衛生対策部	◎住民課長 ○住民課長補佐	防疫清掃班	年金衛生環境係長 農業委員会事務局長	年金衛生環境係 戸籍住民係 農業委員会職員
農政対策部	◎農業振興課長 ○農業振興課長補佐（農政、耕地）	農政班 耕地班	農政係長 農地整備係長 畑かん対策係長	農政係 農地整備係 畑かん対策係
	○畜産課長	畜産班	畜産係長	畜産係
	○林務水産課長	林務水産班	林務水産係長	林務水産係
土木対策部	◎建設課長 ○建設課長補佐	除去規制班 土木総務班 土木施設班	維持係長 建設係長 建築係長	維持係 建設係・都市計画係 建築係・住宅係
水道対策部	◎水道課長 ○水道課長補佐	水道施設班	配水係長 税務課長	配水係 税務課職員
出納対策部	◎会計課長	出納班	用度係主幹	会計課職員
教育対策部	◎教育総務課長 ○生涯学習課長 ○給食センター所長	教育班 生涯学習班 支所教育班	教育総務課長補佐 生涯学習課長補佐 教育委員会支所長補佐	教育総務課・給食センター・准看護学校職員 生涯学習課職員 教育委員会支所職員

◎は部長、○は副部長

別表２）事務分掌

対 策 部	業 務 内 容
総 務 対 策 部	① 本部会議に関すること ② 水防対策の総合調整連絡に関すること ③ 気象情報の接受及び通報に関すること ④ 水防情報の収集及び通報に関すること ⑤ 広報に関すること ⑥ 配置要員の管理に関すること ⑦ 水害対策に必要な財政措置に関すること ⑧ 水防に関する事務で他の対策部の所管に属しないこと ⑨ 施設関係の水害の調査及び通報に関すること ⑩ 施設関係の水防対策に関すること ⑪ 自衛隊の派遣要請に関すること
民 生 対 策 部	① 罹災者の応急救護に関すること ② 災害救助法及びそれに基づく諸施設に関すること ③ 日本赤十字社との連絡に関すること ④ 義援金品に関すること ⑤ 救助状況の報告に関すること
防 疫 衛 生 対 策 部	① 医療機関との連絡及び指示に関すること ② 災害用医薬品及び水害対策資材に関すること ③ 水害時における防疫に関すること ④ 伝染病その他の災害調査及び防疫状況の報告 ⑤ 水害時における廃棄物の処理に関すること
農 政 対 策 部	① 農作物の災害調査及び報告に関すること ② 水害時における食料対策に関すること ③ 商工水産関係の諸施設等災害調査及び報告に関すること ④ 水害用物資の入手及び斡旋に関すること ⑤ 農地・農業用施設の災害調査及び報告に関すること ⑥ 林野・林道治山施設の災害調査及び報告に関すること
土 木 対 策 部	① 水防法に基づく諸施設に関すること ② 土木建築災害の調査及び報告に関すること ③ 水位・流量その他の情報に関すること ④ 水防用物資の入手及び斡旋に関すること
水 道 対 策 部	① 水道施設給水に関すること
教 育 対 策 部	① 教育委員会所管に属する施設の災害対策に関すること ② 教育関係の災害調査報告に関すること
出 納 対 策 部	① 本部の応急設営に関すること ② 水害時における町有施設利用に関すること ③ 水害対策に必要な経費の経理に関すること

※全対策部：その他、各部の業務の応援に関すること

別表３）重要水防箇所

重要水防箇所 区分（国土交通大臣管理区間）

A	水防上最も重要な箇所で、洪水が堤防を越える恐れがある箇所。または、川満杯に流れたときに、堤防が壊れる恐れのある（堤防の高さが不足している）箇所。
B	水防上重要な箇所で、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕のない箇所。または、堤防の大きさに余裕がない箇所。
要注意	新しく堤防をつくった箇所で、完成後３年未満の箇所。また、過去に堤防が壊れた跡、昔、川が流れていた場所。
重点区間	水防活動上の必要に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき箇所。

重要水防箇所（国土交通大臣管理区間）

重要水防箇所 A（国土交通大臣管理区間）

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	肝属川	肝付町宮下地 先	右岸	9k590 ～ 9k600	10	H17年漏水実績あり (漏水 A)	月の輪工
19	高山川	肝付町前田地 先	左岸	4k900 ～ 5k800	850	流下能力不足 (河道断面不足 A) 堤防断面不足 (堤防断面 B)	積土俵工 木流し工

重要水防箇所 B（国土交通大臣管理区間）

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
3	肝属川	肝付町池之園地先	左岸	3k900 ～4k160	250	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
5	肝属川	肝付町波見地先	右岸	2k650 ～2k670	20	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B)	表蓆張り工 (防水シート)
8	肝属川	肝付町水窪地先	右岸	3k300 ～3k750	500	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
10	肝属川	肝付町池之園地先	右岸	3k960 ～4k040	80	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
11	肝属川	肝付町池之園地先	右岸	4k040 ～5k280	1,140	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B)	表蓆張り工 (防水シート)
12	肝属川	肝付町池之園地先	右岸	5k280 ～5k330	50	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
14	肝属川	肝付町下之門地先	右岸	5k470 ～5k570	90	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
15	肝属川	肝付町下之門地先	右岸	5k570 ～5k900	370	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B)	表蓆張り工 (防水シート)
16	肝属川	肝付町池之園地先	左岸	4k350 ～4k600	230	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B)	表蓆張り工 (防水シート)
20	肝属川	肝付町下之門地先	左岸	5k620 ～5k720	130	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
22	肝属川	肝付町前田地先	右岸	6k100 ～6k250	90	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B)	表蓆張り工 (防水シート)
23	肝属川	肝付町前田地先	右岸	6k250 ～6k560	300	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
24	肝属川	肝付町前田地先	右岸	6k560 ～6k600	40	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B)	表蓆張り工 (防水シート)
25	肝属川	肝付町前田地先	右岸	6k600 ～6k800	190	流下能力不足（河道断 面不足 B・法くずれす べり B)	表蓆張り工 (防水シート)
26	肝属川	肝付町前田地先	右岸	6k800 ～7k750	950	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべり B)	表蓆張り工 (防水シート)

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
27	肝属川	肝付町前田地先	右岸	7k750 ～7k800	50	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
29	肝属川	肝付町宮下地先	右岸	9k300 ～10k500	1,110	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
30	肝属川	肝付町宮下地先	右岸	9k900 ～10k500	520	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
92	高山川	肝付町前田地先	左岸	1k000 ～1k180	170	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
93	高山川	肝付町前田地先	左岸	1k180 ～1k230	50	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
94	高山川	肝付町前田地先	左岸	1k230 ～1k800	580	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
95	高山川	肝付町前田地先	左岸	1k800 ～2k000	160	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
96	高山川	肝付町前田地先	左岸	2k000 ～2k500	540	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
97	高山川	肝付町前田地先	左岸	2k500 ～2k510	10	堤防川表法天端縦亀裂 有り 堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
98	高山川	肝付町前田地先	左岸	2k510 ～2k630	130	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
99	高山川	肝付町前田地先	左岸	2k630 ～2k700	80	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB) (旧川跡 要注意)	表蓆張り工 (防水シート)
100	高山川	肝付町前田地先	左岸	2k700 ～2k800	110	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
101	高山川	肝付町前田地先	左岸	2k800 ～2k810	10	堤防川表面すべり有り 堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
102	高山川	肝付町前田地先	左岸	2k810 ～2k500	590	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)
103	高山川	肝付町前田地先	左岸	3k500 ～3k700	210	流下能力不足(堤防高 不足B・法くずれすべ りB)	表蓆張り工 (防水シート)
104	高山川	肝付町前田地先	左岸	3k700 ～4k200	540	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 (法くずれすべりB)	表蓆張り工 (防水シート)

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
105	高山川	肝付町新富地先	右岸	3k100 ～3k500	450	流下能力不足（河道断面不足B・法くずれすべりB）	表蓆張り工 （防水シート）
106	高山川	肝付町新富地先	右岸	3k500 ～4k100	530	堤防の詳細評価による 堤防安全率の低い箇所 （法くずれすべりB）	表蓆張り工 （防水シート）
107	高山川	肝付町新富地先	右岸	4k100 ～4k220	120	流下能力不足（河道断面不足B・法くずれすべりB）	積土俵工 表蓆張り工
108	高山川	肝付町新富地先	右岸	4k220 ～4k270	50	流下能力不足（河道断面不足B・法くずれすべりB） （旧川跡 要注意）	積土俵工 表蓆張り工
109	高山川	肝付町新富地先	右岸	4k270 ～4k600	300	流下能力不足（河道断面不足B・法くずれすべりB）	積土俵工 表蓆張り工
110	高山川	肝付町新富地先	右岸	5k350 ～5k400	50	流下能力不足（河道断面不足B）	積土俵工
131	肝属川	肝付町波見地先		0k490		第2有明橋（工作物B） 余裕高不足	
133	肝属川	肝付町池之園地先		4k830		池之園橋（工作物B） 余裕高不足	
135	肝属川	肝付町宮下地先		10k070		宮下橋（工作物B） 余裕高不足	
161	高山川	肝付町新富地先		0k400		下之門自転車橋（工作物B） 余裕高不足	
162	高山川	肝付町新富地先		0k410		下之門橋（工作物B） 余裕高不足	
163	高山川	肝付町新富地先		1k660		新前田橋（工作物B） 余裕高不足	
164	高山川	肝付町新富地先		5k424		永山橋（工作物B） 余裕高不足	

重要水防箇所 要注意（国土交通大臣管理区間）

番号	河川名	地 先 名	左右岸の 区別	位 置	延長 (m)	備 考	水 防 工 法
4	肝属川	肝付町下住地先	右岸	7k800 ～8k000	240	(旧川跡)	
5	肝属川	肝付町宮下地先	右岸	8k390 ～8k600	250	(旧川跡)	
6	肝属川	肝付町宮下地先	右岸	8k860 ～9k090	190	(旧川跡)	
15	高山川	肝付町前田地先	左岸	0k750 ～0k850	90	(旧川跡)	

重要水防箇所 重点区間（国土交通大臣管理区間）

番号	河川名	地 先 名	左右岸の 区別	位 置	延長 (m)	備 考	水 防 工 法
3	肝属川	肝付町宮下地先	左岸	9k590 ～9k6900	10	H17年漏水実績あり (漏水A) (背後地に民家が多く A区間の中でも水防上 重要)	月の輪工

資料：国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 高山出張所 H27年度資料

重要水防区域及び危険予想箇所（知事管理区間）

水系名 又は 沿岸名	河川名 又は 海岸名	重要水防区域		左 右 岸 別	危険と 予想される区域		予想 される 危険	予想される 被害の程度			摘 要
		流路 延長 (m)	区域		延長 (m)	区域		家屋 (戸)	耕地 (ha)	そ の 他	
肝属川	荒瀬川	1,100	肝付町波見橋から幹川合流点にいたる間	左	350	肝付町波見荒瀬地区	越流	30	1	200	C

※A=100mm程度、B=200mm程度、C=300mm程度の日雨量で危険が予想される

資料：平成26年度鹿児島県水防計画書

重要水防区域外の危険と予想される区域（河川関係）

水系名	河川名	延長 (m)	左右 岸別	区域	予想される 危険	予想される 被害の程度			摘 要
						家屋 (戸)	耕地 (ha)	そ の 他	
肝属川	本城川	200	右	肝付町新富	決壊 溢水	95	3		B
肝属川	和田川	400	右	肝付町野崎	浸水		210		C
広瀬川	津房川	300	右	肝付町北方	浸水 決壊	20	3		B
久保田川	久保田川	800	左	肝付町岸良	浸水 決壊	800	20		B
久保田川	小森川	600	右	肝付町岸良	浸水 決壊	20	40		A

※A=100mm程度、B=200mm程度、C=300mm程度の日雨量で危険が予想される

資料：平成26年度鹿児島県水防計画書

重要水防区域外の危険と予想される区域（海岸関係）

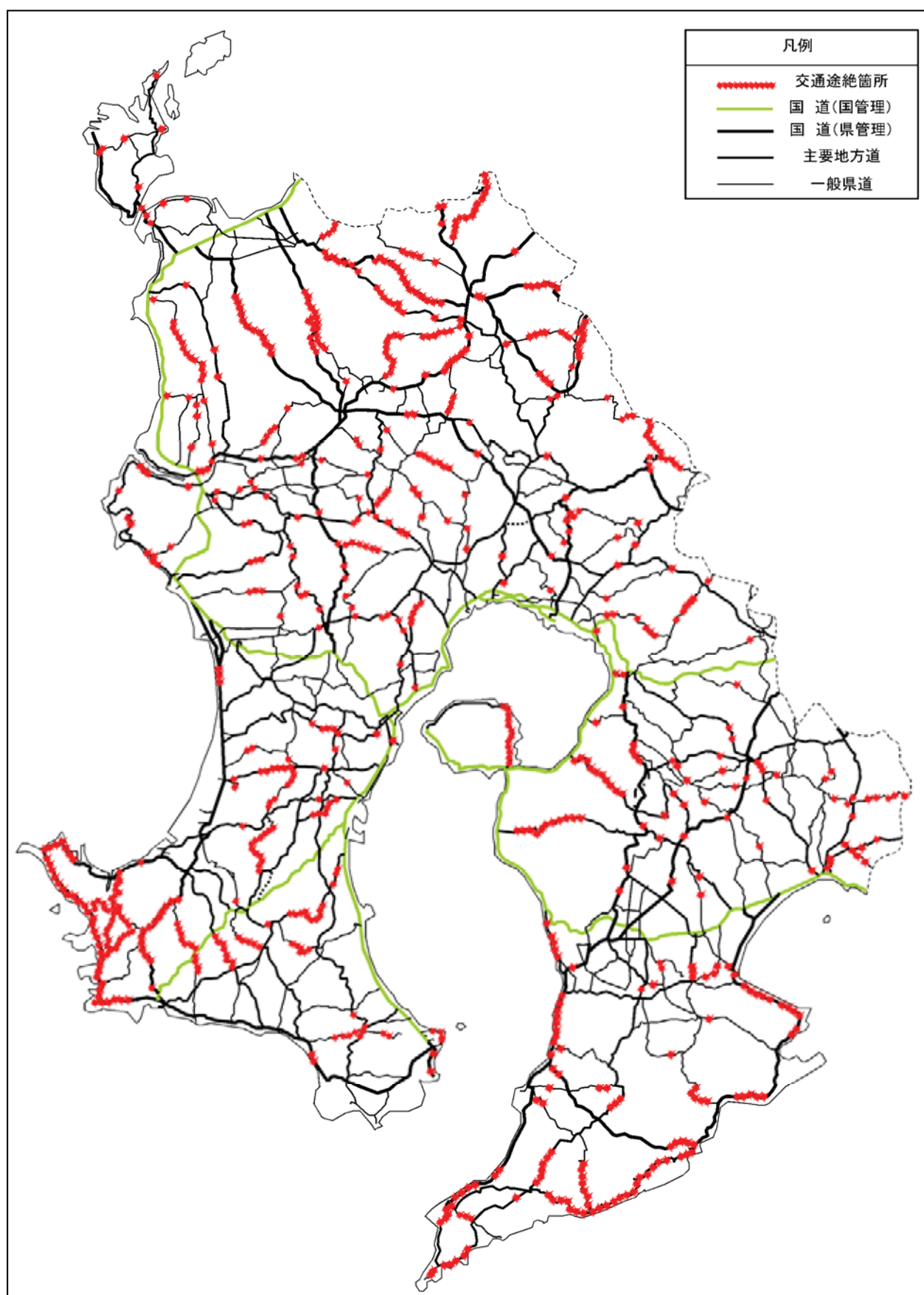
沿岸名	海岸名	延長 (m)	箇所			予想される危険	予想される被害の程度	摘要
			市郡	町村	大字			
大隅海岸	内之浦 漁港海岸	800	肝属	肝付	浜崎 南方	高潮 越波	家屋480戸 道路1,300m	

資料：平成26年度鹿児島県水防計画書

主要交通途絶予想箇所

河川名	路線名	同延長 (m)	同左区域	予想される 事 態	代替路線名	区分
なし	国道448号	5,500	肝付町船間 ～五郎ヶ元	崩土	内之浦佐多線	B
なし	国道448号	4,000	肝付町川口	路肩決壊	内之浦佐多線	B
なし	国道448号	2,000	肝付町北方 ～垂水	崩土	神之川内之浦線	A
なし	国道448号	6,900	肝付町小串 ～飯ヶ谷	落石 崩土	なし	A
なし	国道448号	6,000	肝付町飯ヶ 谷～波見	落石 崩土 越波	神之川内之浦線	A
肝属川 高山川	鹿屋高山串良線	1,600	肝付町新富 ～鹿屋市串 良町境	冠水	なし	B
なし	内之浦佐多線	4,000	肝付町船間 ～辺塚	崩土	なし	C
なし	内之浦佐多線	40,000	肝付町大浦 ～南大隅町 佐多辺塚	落石 崩土	なし	C
波見川	永吉高山線	1,000	肝付町新富	冠水	なし	B
境川	高山吾平線	400	肝付町論地	冠水	なし	B
なし	岸良高山線	4,000	肝付町岸良	落石 崩土 路肩決壊	なし	C
肝属川	後田富山線	1,000	肝付町宮下	冠水	なし	A
なし	神之川内之浦線	500	肝付町本城	崩土	なし	C
計		76,900				

交通途絶予想箇所図



別表 4) 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

	旧市町村	土石流危険渓流			
		I	II	III	計
肝付町	内之浦町	38	30	0	68
	高山町	41	25	0	66
計		79	55	0	134

	旧市町村	急傾斜地崩壊危険箇所											
		I			II			III			計		
		自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計
肝付町	内之浦町	38	0	38	27	0	27	0	0	0	65	0	65
	高山町	59	3	62	68	1	69	9	0	9	136	4	140
計		97	3	100	95	1	96	9	0	9	201	4	205

	旧市町村	地すべり危険箇所
肝付町	内之浦町	0
	高山町	1
計		1

土石流危険溪流

土石流危険溪流 区分

I	土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流
II	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流
III	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

土石流危険渓流 I

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積km ²	平均 渓床・ 深度	保全対象					避難場所
								人口	戸数	災害時 要援護者	公共施設	耕地面 積ha	
1	483 I -001	その他	久保田川	浜川(第1)	浜	0.06	17	14	6		448号線漁業協同組合	0	岸良出張所
2	483 I -002	その他	久保田川	浜の小川	浜	0.05	21	71	30		448号線	0	
3	483 I -003	久保田川	久保田川	大原の小川1	大原	0.09	19	16	7		岸良高山線	0.71	
4	483 I -004	久保田川	久保田川	神之園川	下西	0.3	17	14	6		岸良高山線	0.11	
5	483 I -005	久保田川	久保田川	西ノ川	下西	0.21	14	26	11		岸良高山線西青年会館	2.28	
6	483 I -006	久保田川	石踊川	本地の小川	本地	0.02	11	19	8		岸良小学校	1	
7	483 I -007	久保田川	小森川	小森川	小山田	4.22	11	96	41			2.7	
8	483 I -008	久保田川	小森川	東の小川	港	0.16	15	21	9		448号線	0.41	
9	483 I -009	その他	川口川支溪	川口川支溪2	川口	0.45	14	21	9		448号線	1.02	
10	483 I -010	その他	川口川支溪	川口川支溪1	川口	0.08	19	24	10			0	
11	483 I -011	その他	宮原川	宮原川	宮原	1.06	14	16	7		448号線	1.4	総合支所
12	483 I -012	その他	長坪川(第2)	長坪川(第2)	長坪	0.15	16	16	7			1.5	
13	483 I -013	その他	長坪川(第1)	長坪川(第1)	長坪	0.75	15	19	8			1.5	
14	483 I -014	その他	長坪川(第3)	長坪川(第3)	長坪	0.1	20	19	8			1.5	
15	483 I -015	その他	長坪の小川3	長坪の小川3	長坪	0.04	19	12	5			0.9	
16	483 I -016	その他	津代倉川	津代倉川	倉	0.08	18	19	8			0.32	
17	483 I -017	その他	津代白木川(第2)	津代白木川(第2)	白木	0.58	12	2	1		津代公民館	1.16	
18	483 I -018	その他	津代白木川(第1)	津代白木川(第1)	白木	0.24	21	33	14			0.4	
19	483 I -019	小野川	小野川	小野の小川2	小野	0.07	23	19	8			0.38	
20	483 I -020	小野川	小野川	小野川	小野	1.63	14	31	13			1.31	
21	483 I -021	小野川	小野川	小野の小川1	小野	0.05	9	16	7			0.08	
22	483 I -022	小田川	小田川	侍金川(第2)	上原	0.45	15	16	7		侍金公民館	0.09	
23	483 I -023	小田川	小田川	侍金川(第3)	上原	0.13	11	31	13			0.29	
24	483 I -024	小田川	小田川	大平見の小川	大平見	0.06	21	35	15		大平見公民館	0.86	
25	483 I -025	広瀬川	広瀬川	広瀬川	乙田	0.15	16	35	15			0.24	
26	483 I -026	広瀬川	広瀬川	乙田の小川2	乙田	0.14	16	28	12			0.52	
27	483 I -027	広瀬川	広瀬川	乙田の小川1	乙田	1.04	7	31	13		乙田公民館	5.37	
28	483 I -028	広瀬川	広瀬川	江平川	江平	0.43	14	35	15			1.08	
29	483 I -029	広瀬川	広瀬川	牧川	赤木屋	1.67	12	16	7			1.53	
30	483 I -030	広瀬川	広瀬川	馬込の小川1	馬込	0.33	6	45	19		神之川内之浦線	1.74	

土石流危険渓流 I

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積km ²	平均 溪床・ 深度	保全対象				避難場所	
								人口	人家 戸数	災害時 要援護者	公共施設		耕地面 積ha
31	483 I -031	広瀬川	広瀬川	馬込の小川	馬込	0.2	15	33	14		神之川内之浦線	0.93	総合支所
32	483 I -032	広瀬川	広瀬川	馬込の小川2	馬込	0.13	15	33	14		神之川内之浦線	0.97	
33	483 I -033	広瀬川	広瀬川	坂元の小川2	坂元	0.18	10	16	7		神之川内之浦線	1.3	
34	483 I -034	広瀬川	広瀬川	坂元の小川1	坂元	0.07	19	16	7		神之川内之浦線	1.11	
35	483 I -035	広瀬川	津房川	坂元の小川	津房	0.04	24	16	7			2.03	
36	483 I -036	広瀬川	津房川	津房川	津房	6.24	8	143	61		津房集会所	19.91	
37	483 I -037	広瀬川	津房川	平牟田の小川	平牟田	0.92	17	26	11			6.14	
38	483 I -038	その他	水尻川	水尻川	檜脇	3.82	7	19	8		448号線	0.04	
39	484 I -001	その他	飯ヶ谷川支溪	飯ヶ谷川支溪	飯ヶ谷	0.17	19	15	6			1.63	
40	484 I -002	その他	山下川	山下川	有明山下	1.11	18	30	12		448号線山下公民館	1.19	
41	484 I -003	その他	飯屋の小川	飯屋の小川	東飯屋	0.3	17	30	12		448号線	2.87	
42	484 I -004	その他	飯屋の小川	飯屋川	飯屋	1.9	14	15	6			1.43	
43	484 I -005	その他	兎田川	兎田川	西飯屋	2.23	16	15	6		448号線	1.73	
44	484 I -006	その他	一つ松川	一つ松川	一ツ松	0.58	19	37	15		448号線 一松公民館	1.54	
45	484 I -007	その他	一つ松川支溪	一つ松川支溪	一ツ松	0.05	21	15	6			0	
46	484 I -008	その他	柳井谷川	柳井谷川	柳井谷	0.11	18	20	8		448号線	0.03	
47	484 I -009	肝属川	荒瀬川	波見下の小川	波見下	0.27	16	62	25			0.66	
48	484 I -010	肝属川	荒瀬川	轟の小川	轟	0.11	20	85	34		轟公民館鹿屋営林署波見担当区事務	0.33	
49	484 I -011	肝属川	荒瀬川	西山第2小川	荒瀬	0.33	13	47	19			0.25	
50	484 I -012	肝属川	荒瀬川	荒瀬の小川1	荒瀬	0.09	26	50	20			0.46	
51	484 I -013	肝属川	荒瀬川	荒瀬の小川2	荒瀬	0.05	13	52	21		荒瀬公民館	0.78	
52	484 I -014	肝属川	肝属川	平後園の小川1	平後園	0.17	9	22	9		高山吾平線	0.63	
53	484 I -015	肝属川	肝属川	平後園第3小川	平後園	0.11	14	35	14		高山吾平線	0.73	
54	484 I -016	肝属川	肝属川	平後園第2小川	平後園	0.05	17	32	13		高山吾平線平後園公民館	1.25	
55	484 I -017	肝属川	肝属川	平後園第1小川	平後園	0.05	17	32	13		高山吾平線波野小学校	0.93	
56	484 I -018	肝属川	和田川	和田川	和田	2.66	10	55	22			2.08	
57	484 I -019	肝属川	波見川	大園第1小川2	東大園	0.34	14	82	33		高山吾平線東大園公民館	0.88	
58	484 I -020	肝属川	波見川	大園第1小川1	西大園	0.1	15	115	46		高山吾平線西大園公民館	1.88	
59	484 I -021	肝属川	波見川	上原の小川2	上原	0.07	10	30	12			0.91	
60	484 I -022	肝属川	波見川	上原の小川1	塚崎	0.13	11	20	8			0.92	

土石流危険渓流Ⅰ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積km ²	平均 深床・ 度	保全対象					避難場所
								人口	人家 戸数	災害時 要援護者	公共施設	耕地面 積ha	
61	484Ⅰ-023	肝属川	波見川	塚崎の小川2	塚崎	0.03	12	12	5			0.68	新富地区 公民館
62	484Ⅰ-024	肝属川	波見川	花牟礼第2小川	花牟礼	0.05	13	15	6		花牟礼公民館	0.97	
63	484Ⅰ-025	肝属川	高山川	八幡寺の小川	八幡馬場	0.04	13	52	21			0.09	
64	484Ⅰ-026	肝属川	高山川	八幡馬場の小川	川添	0.02	17	17	7			0.71	
65	484Ⅰ-027	肝属川	高山川	麓の小川1	五社馬場	0.01	20	15	6			0.03	旧川上小学校 体育館
66	484Ⅰ-028	肝属川	本城川	本城上の小川1	本城上	0.32	14	20	8			2.06	
67	484Ⅰ-029	肝属川	高山川	荒平川	寺之上	1.22	18	10	4		寺之上公民館	0	
68	484Ⅰ-030	肝属川	的場川	的場川	石之脇	2.53	12	105	39		岸良高山線石之脇公民館	19.9	
69	484Ⅰ-031	肝属川	岩屋川	岩屋の小川	岩屋	0.13	18	15	6			0.59	国見中学校 体育館
70	484Ⅰ-032	肝属川	岩屋川	岩屋の小川1	岩屋	0.38	14	17	7			2.8	
71	484Ⅰ-033	肝属川	高山川	折尾野第2小川	折生野	0.1	18	17	7		岸良高山線折生野公民館	0.34	
72	484Ⅰ-034	肝属川	高山川	片野の小川	片野	0.14	12	22	9			0.3	
73	484Ⅰ-035	肝属川	境川	鳥越第3小川	鳥越	0.04	5	52	21			0	国見中学校 体育館
74	484Ⅰ-036	肝属川	境川	鳥越の小川	鳥越	0.02	16	35	14		鳥越集会所	0.15	
75	484Ⅰ-037	肝属川	境川	鳥越第2小川	鳥越	0.06	13	42	17			2.47	
76	484Ⅰ-038	肝属川	境川	鳥越第1小川	鳥越	0.03	9	22	9			1.88	
77	484Ⅰ-039	肝属川	境川	笠ヶ尾第3小川	鳥越	0.04	11	32	13		神之川内之浦線	1.56	神之川内之浦線 神之川内之浦線 笠ヶ尾集会所神之川内之浦線
78	484Ⅰ-040	肝属川	境川	大牟礼川2	鳥越	0.03	24	25	10			2.05	
79	484Ⅰ-041	肝属川	境川	大牟礼川1	笠ヶ尾	0.03	14	45	18			0.18	

土石流危険渓流Ⅱ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積 km ²	平均溪床・度	保全対象				避難場所
								人口	戸数	公共施設	耕地面積ha	
1	483Ⅱ-001	その他	姫門川	姫門川	大浦	0.15	26	7	3		2.03	旧大浦 小中学校 船間地区 研修センター 岸良出張所
2	483Ⅱ-002	その他	大浦の小川	大浦の小川	大浦	0.11	19	7	3		2.83	
3	483Ⅱ-003	その他	五郎ヶ元の小川1	五郎ヶ元の小川1	五郎ヶ元	2.84	6	2	1		0	
4	483Ⅱ-004	その他	五郎ヶ元の小川2	五郎ヶ元の小川2	五郎ヶ元	0.65	9	2	1	448号線	0	
5	483Ⅱ-005	その他	船間の小川	船間の小川	船間	0.04	19	5	2	448号線	1.01	
6	483Ⅱ-006	その他	浜の小川	浜の小川	浜	0.33	14	2	1	448号線	0	
7	483Ⅱ-007	久保田川	姫門川	姫門の小川	姫門	0.27	16	5	2		1	総合支所
8	483Ⅱ-008	久保田川	久保田川	大原の小川2	大原	0.06	21	9	4	岸良高山線	1.02	
9	483Ⅱ-009	久保田川	久保田川	神之園川	上西	0.06	11	2	1	岸良高山線	0.16	
10	483Ⅱ-010	その他	宮原川	宮原の小川	宮原	0.08	13	5	2	448号線	1.98	
11	483Ⅱ-011	その他	長坪の小川2	長坪の小川2	長坪	0.21	9	9	4		1.25	
12	483Ⅱ-012	その他	長坪の小川1	長坪の小川1	長坪	0.08	16	7	3		1.25	
13	483Ⅱ-013	その他	川原瀬の小川	川原瀬の小川	川原瀬	0.12	18	7	3		0.06	総合支所
14	483Ⅱ-014	その他	小野川	小野の小川3	小野	0.02	21	9	4		0.01	
15	483Ⅱ-015	小田川	小田川	小田の小川2	小田	0.16	17	7	3		1.35	
16	483Ⅱ-016	小田川	小田川	小田の小川1	銭貫	0.14	17	7	3	448号線	3.24	
17	483Ⅱ-017	小田川	小田川	侍金川(第1)	上原	0.35	17	9	4		0.67	
18	483Ⅱ-018	小田川	小田川	上原の小川	上原	0.16	11	2	1		0.13	
19	483Ⅱ-019	小田川	小田川	吉重の小川	吉重	0.08	14	7	3		0.92	
20	483Ⅱ-020	広瀬川	乙田川	乙田の小川3	乙田	0.04	14	2	1		0.03	
21	483Ⅱ-021	広瀬川	広瀬川	江平の小川	江平	0.24	12	9	4		3.55	
22	483Ⅱ-022	広瀬川	広瀬川	赤木屋の小川1	赤木屋	0.1	11	5	2		1.43	
23	483Ⅱ-023	広瀬川	広瀬川	馬込の小川3	馬込	0.07	17	7	3		0.02	
24	483Ⅱ-024	その他	垂水の川	垂水の川	垂水	0.34	16	5	2		0.75	
25	483Ⅱ-025	その他	小串の小川	小串川	垂水	0.18	20	5	2		3.27	
26	483Ⅱ-026	その他	小串の小川	小串川の小川2	小串	0.4	18	5	2		3.3	
27	483Ⅱ-027	その他	小串の小川	小串川の小川1	小串	0.94	12	2	1		2.2	
28	483Ⅱ-028	その他	海蔵の小川3	海蔵の小川3	海蔵	0.09	17	2	1	448号線	0	
29	483Ⅱ-029	その他	海蔵の小川1	海蔵の小川1	海蔵	0.3	17	5	2		0.88	
30	483Ⅱ-030	その他	海蔵の小川2	海蔵の小川2	海蔵	0.09	17	2	1		0	

土石流危険渓流Ⅱ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積km ²	平均溪床・度	保全対象				避難場所
								人口	人家戸数	公共施設	耕地面積ha	
31	484Ⅱ-001	その他	飯ヶ谷川	飯ヶ谷川	飯ヶ谷	0.84	17	5	2		1.32	旧有明小学校 体育館
32	484Ⅱ-002	その他	一つ松の小川	一つ松の小川	一ツ松	0.31	16	5	2	448号線	0	
33	484Ⅱ-003	その他	柳井谷の小川	柳井谷の小川	柳井谷	0.86	16	2	1	448号線	0.9	波野中学校 体育館
34	484Ⅱ-004	肝属川	肝属川	浦町の小川	浦町	0.09	29	5	2	448号線	0	
35	484Ⅱ-005	肝属川	波見川	上原の小川1	上原	0.02	9	5	2		1.15	
36	484Ⅱ-006	肝属川	波見川	塚崎の小川1	塚崎	0.14	16	5	2		0.45	
37	484Ⅱ-007	肝属川	高山川	花牟礼第1小川	花牟礼	0.19	15	7	3		0.15	新富地区 公民館 町コミセン
38	484Ⅱ-008	肝属川	高山川	麓の小川2	中麓	0.01	20	7	3		0	
39	484Ⅱ-009	肝属川	高山川	神之市の小川	神之市	0.07	6	2	1		0	
40	484Ⅱ-010	肝属川	高山川	下永山の小川1	下永山	0.05	15	7	3		0.67	
41	484Ⅱ-011	肝属川	高山川	下永山の小川	下永山	0.06	19	5	2		0	
42	484Ⅱ-012	肝属川	本城川	本城下の小川	本城下	0.1	9	7	3		0.46	
43	484Ⅱ-013	肝属川	本城川	本城上の小川2	本城上	0.14	11	10	4		2	国見中学校 体育館
44	484Ⅱ-014	肝属川	高山川	安田の小川	本城上	0.08	14	2	1		0	
45	484Ⅱ-015	肝属川	本城川	本城中の小川	本城中	0.02	11	7	3	神之川内之浦線	0.2	
46	484Ⅱ-016	肝属川	本城川	野坂川	本城上	6.04	14	2	1		0	
47	484Ⅱ-017	肝属川	高山川	山ノ神川	寺之上	0.34	9	7	3		0.12	
48	484Ⅱ-018	肝属川	高山川	尾牟礼の小川	尾牟礼	0.22	13	7	3	岸良高山線	4.47	
49	484Ⅱ-019	肝属川	尾牟礼川	尾牟礼川	尾牟礼	1.34	12	5	2	岸良高山線	1.3	
50	484Ⅱ-020	肝属川	岩屋川	岩屋川	岩屋	7.92	10	7	3		0	旧川上小学校 体育館
51	484Ⅱ-021	肝属川	高山川	折尾野第1小川	折生野	0.32	14	5	2	岸良高山線	0.27	
52	484Ⅱ-022	肝属川	高山川	湯ノ谷の支溪	折生野	0.67	12	2	1	岸良高山線	0.24	
53	484Ⅱ-023	肝属川	湯ノ谷川	湯ノ谷川	折生野	1.68	12	5	2	岸良高山線	0.15	
54	484Ⅱ-024	肝属川	高山川	大平の小川	折生野	0.36	10	10	4	折生野神野吾平線	0.97	
55	484Ⅱ-025	肝属川	境川	永野の小川	永野	0.11	12	7	3		0.97	国見中学校

資料：鹿児島県資料

急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所 区分

I	被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所
II	被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
III	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる

急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所番号	箇所名	住所	字	延長	傾斜 度	高さ	人家 戸数	公共の建物	公共施設				避難場所
										種類	数	種類	数	
1	I 1 2094	馬込-1	肝付町内之浦	北方	180	30	35	5						
2	I 1 2095	馬込-2	肝付町内之浦	北方	150	30	11	6						
3	I 1 2096	馬込-3	肝付町内之浦	北方	300	40	48	8						
4	I 1 2099	坂元-3	肝付町内之浦	北方	360	30	43	8	公民館	町道	1			
5	I 1 2100	津房下	肝付町内之浦	北方	180	35	56	7						
6	I 1 2101	津房	肝付町内之浦	北方	140	30	42	42						
7	I 1 2102	津房上-1	肝付町内之浦	北方	170	35	46	7						
8	I 1 2106	南方下	肝付町内之浦	南方	310	30	60	7						
9	I 1 2107	南方上	肝付町内之浦	南方	300	30	60	8						
10	I 1 2108	平牟田	肝付町内之浦	北方	500	30	26	7						
11	I 1 2109	五橋-1	肝付町内之浦	南方	220	30	82	12						
12	I 1 2110	五橋-2	肝付町内之浦	南方	210	40	104	10						
13	I 1 2111	大平見上-1	肝付町内之浦	南方	380	30	147	16						
14	I 1 2112	大平見上-2	肝付町内之浦	南方	220	35	150	12						
15	I 1 2113	大平見下-1	肝付町内之浦	南方	300	35	150	10						
16	I 1 2114	大平見下-2	肝付町内之浦	南方	320	35	66	11						
17	I 1 2115	小野上-1	肝付町内之浦	南方	100	35	60	5						
18	I 1 2116	小野上-3	肝付町内之浦	南方	180	30	30	8						
19	I 1 2117	小野上-4	肝付町内之浦	南方	190	30	64	14						
20	I 1 2118	小野	肝付町内之浦	南方	230	35	52	17						
21	I 1 2119	白木-1	肝付町内之浦	南方	190	30	100	6						
22	I 1 2120	津代-2	肝付町内之浦	南方	110	30	58	5						
23	I 1 2121	津代	肝付町内之浦	南方	100	35	20	6						
24	I 1 2122	侍金-1	肝付町内之浦	南方	220	30	35	5						
25	I 1 2124	侍金-3	肝付町内之浦	南方	280	35	40	11						
26	I 1 2127	長坪	肝付町内之浦	南方	200	35	62	6						
27	I 1 2129	小西上-2	肝付町内之浦	岸良	100	40	10	5						
28	I 1 2130	本地	肝付町内之浦	岸良	150	35	40	12						
29	I 1 2131	小山田上	肝付町内之浦	岸良	100	45	20	8						
30	I 1 2133	小山田下	肝付町内之浦	岸良	300	37	44	9						
31	I 1 2134	浜上	肝付町内之浦	岸良	240	35	68	9						
32	I 1 2135	浜下	肝付町内之浦	岸良	220	40	62	11						
33	I 1 2137	船間-1	肝付町内之浦	岸良	100	30	55	6						
34	I 1 2138	大浦上	肝付町内之浦	岸良	140	35	54	5						
35	I 1 2139	大浦	肝付町内之浦	岸良	150	40	32	5						

総合支所

岸良出張所

船間地区研修センター

旧大浦小中学校

急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所番号	箇所名	住所	字	延長	傾斜 度	高さ	人家 戸数	公共の建物	公共施設				避難場所
										種類	数	種類	数	
36	I 1 2140	大浦中	肝付町内之浦	岸良	160	35	14	7						旧大浦小中学校
37	I 1 2142	宮富	肝付町高山	富山	280	60	10	8	神社	県道	70			富山地区集落センター
38	I 1 2143	西之宮	肝付町高山	前田	200	35	9	20	勤労青少年ホーム					いこいの家
39	I 1 2144	西横間	肝付町高山	新富	150	30	18	7		県道	150			新富地区公民館
40	I 1 2145	横間	肝付町高山	新富	320	41	21	13		町道	50			
41	I 1 2146	横間-2	肝付町高山	新富	220	35	21	11	西横間公民館	県道	100			
42	I 1 2147	平後園	肝付町高山	波見	210	35	25	28	波見地区公民館	県道	200			波野中学校 体育館
43	I 1 2149	平後園-3	肝付町高山	波見	210	30	35	7		県道	230			
44	I 1 2151	浦町	肝付町高山	波見	200	40	36	13	波見郵便局	国道	180			
45	I 1 2152	波見下	肝付町高山	波見	150	37	50	8	神社					
46	I 1 2153	波見下-2	肝付町高山	波見	280	40	50	9						
47	I 1 2154	轟	肝付町高山	波見	200	33	20	6		町道	130			旧有明小学校 体育館
48	I 1 2155	柳井谷	肝付町高山	波見	120	32	50	6		国道	50			
49	I 1 2156	一ツ松	肝付町高山	波見	120	30	25	7						
50	I 1 2157	一ツ松-2	肝付町高山	波見	150	35	46	9	一松公民館	国道	120			
51	I 1 2158	山下	肝付町高山	波見	150	30	20	11		国道	80	町道	80	
52	I 1 2159	飯ヶ谷	肝付町高山	波見	50	35	30	5						国見中学校 体育館
53	I 1 2160	白坂-1	肝付町高山	後田	190	42	16	8		町道	190			
54	I 1 2161	白坂-2	肝付町高山	後田	180	38	25	5						
55	I 1 2162	西方-1	肝付町高山	前田	110	35	24	5						いこいの家 町コミュニティ センター
56	I 1 2163	西方-2	肝付町高山	前田	90	50	25	7		町道	80			
57	I 1 2164	赤池	肝付町高山	前田	280	35	15	9						
58	I 1 2165	上西方	肝付町高山	前田	160	35	31	9		県道	190			
59	I 1 2167	大脇-1	肝付町高山	前田	160	48	20	8		県道	190			
60	I 1 2168	大脇-2	肝付町高山	前田	180	35	22	12		県道	70			波野中体育館
61	I 1 2169	脇之田上	肝付町高山	新富	200	35	10	5						
62	I 1 2170	和田	肝付町高山	野崎	170	30	13	8		町道	130			
63	I 1 2171	後田-2	肝付町高山	後田	90	35	20	5		町道	100			国見中学校 体育館
64	I 1 2172	新村-3	肝付町高山	新富	160	35	40	5		町道	90			
65	I 1 2173	新村-5	肝付町高山	新富	190	40	26	5						
66	I 1 2174	本城-2	肝付町高山	新富	170	40	23	5						
67	I 1 2175	本城中	肝付町高山	新富	120	40	40	6						
68	I 1 2177	大窪-2	肝付町高山	後田	200	40	22	5						旧川上小体育館
69	I 1 2178	大窪-4	肝付町高山	後田	200	35	36	6						
70	I 1 2179	片野	肝付町高山	後田	150	40	38	6						

急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所番号	箇所名	住所	字	延長	傾斜 度	高さ	人家 戸数	公共の建物	公共施設				避難場所
										種類	数	種類	数	
71	I 1 2182	大平-1	肝付町高山	後田	170	30	40	8		町道	160			旧川上小学校 体育館
72	I 1 2183	折生野	肝付町高山	後田	120	35	24	5		町道	120			
73	I 1 3212	大平見	肝付町内之浦	南方	370	45	13	8						
74	I 1 3215	富山南	肝付町高山	富山	140	45	15	6						富山地区集落センター
75	I 1 3216	宮下	肝付町高山	富山	80	70	20	1	宮富小学校					宮富地区公民館
76	I 1 3217	波見	肝付町高山	波見	200	32	50	12		国道	190			波野中体育館
77	I 1 3218	谷山迫	肝付町高山	後田	150	36	15	4	神社	町道	140			国見中体育館
78	I 1 3219	長能寺	肝付町高山	前田	158	59	20	5						町コミセン
79	I 1 3220	白坂	肝付町高山	後田	130	45	10	3	白坂公民館					国見中学校 体育館
80	I 1 3222	本城上	肝付町高山	新富	200	51	45	5						
81	I 1 3223	川上	肝付町高山	後田	100	32	100	7						旧川上小体育館
82	I 1 4207	西仮屋1	肝付町高山	波見	100	45	12	1	山下公民館					旧有明小体育館
83	I 1 4208	寺町	肝付町高山	新富	90	50	8	5	波野小学校	寺				
84	I 1 4209	八幡馬場1	肝付町高山	新富	190	45	15	6						新富地区公民館 町コミセン
85	I 1 4210	長珠庵2	肝付町高山	新富	240	45	8	7						
86	I 1 4211	長珠庵1	肝付町高山	新富	120	40	12	8						
87	I 1 4212	大脇2	肝付町高山	新富	175	35	20	6						
88	I 1 4213	鳥越	肝付町高山	後田	100	35	30	5						国見中体育館
89	I 1 4215	石之脇1	肝付町高山	後田	110	40	20	2	寺之脇部落研修センター					旧川上小体育館
90	I 1 4216	大窪1	肝付町高山	後田	35	40	15	1	石之脇部落研修センター					国見中体育館
91	I 1 4597	小野2	肝付町内之浦	南方	120	30	30	5						総合支所
92	I 1 4598	笹野2	肝付町高山	富山	50	35	23	5						富山地区集落センター
93	I 1 4599	富山北	肝付町高山	富山	144	45	30	5						
94	I 1 4600	谷山迫	肝付町高山	後田	95	30	8	7						
95	I 1 4601	石之脇2	肝付町高山	後田	125	30	25	6						国見中体育館
96	I 1 4602	寺之上4	肝付町高山	新富	50	30	50	7						旧川上小学校 体育館
97	I 1 4603	神之市1	肝付町高山	新富	200	55	23	5						町コミセン
98	I 2 194	西大園1	肝付町高山	野崎	90	30	7	7						波野中体育館
99	I 2 256	八幡馬場2	肝付町高山	新富	89	90	8	7						
100	I 2 257	八幡馬場3	肝付町高山	新富	85	80	12	4	神社					町コミセン

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所番号	箇所名	市町村名	字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設		避難場所
									種類	数	
1	Ⅱ 1 3926	馬込	肝付町内之浦	北方	170	30	30	3			総合支所
2	Ⅱ 1 3927	坂元2	肝付町内之浦	北方	135	30	36	3			
3	Ⅱ 1 3928	平原	肝付町内之浦	北方	70	31	50	3			
4	Ⅱ 1 3929	乙田	肝付町内之浦	南方	60	32	50	2			
5	Ⅱ 1 3930	乙田1	肝付町内之浦	南方	130	35	62	2			
6	Ⅱ 1 3931	乙田2	肝付町内之浦	南方	60	35	35	2			
7	Ⅱ 1 3932	上原	肝付町内之浦	南方	30	30	20	1			
8	Ⅱ 1 3933	上原2	肝付町内之浦	南方	40	30	40	1			
9	Ⅱ 1 3934	大平見2	肝付町内之浦	南方	80	30	40	1			
10	Ⅱ 1 3938	長坪	肝付町内之浦	南方	30	30	30	1			
11	Ⅱ 1 3939	長坪2	肝付町内之浦	南方	35	30	30	1			
12	Ⅱ 1 3940	宮原	肝付町内之浦	南方	25	31	30	1			岸良出張所 船間地区 研修センター
13	Ⅱ 1 3941	小山田	肝付町内之浦	岸良	50	40	90	1			
14	Ⅱ 1 3942	船間	肝付町内之浦	岸良	160	30	90	3			
15	Ⅱ 1 3943	辺塚	肝付町内之浦	岸良	60	35	25	1			富山地区 集落センター
16	Ⅱ 1 3944	笹野1	肝付町高山	富山	205	35	23	2			
17	Ⅱ 1 3946	笹野3	肝付町高山	富山	83	35	25	1			
18	Ⅱ 1 3948	富山南	肝付町高山	富山	89	50	20	1			宮富地区公民館
19	Ⅱ 1 3949	川北	肝付町高山	宮下	90	80	15	2			
20	Ⅱ 1 3950	論地	肝付町高山	後田	84	30	7	2			
21	Ⅱ 1 3951	後田	肝付町高山	論地	60	30	10	2			国見中学校 体育館
22	Ⅱ 1 3953	白坂1	肝付町高山	後田	100	40	15	3			
23	Ⅱ 1 3954	白坂2	肝付町高山	後田	130	30	13	3			
24	Ⅱ 1 3955	白坂3	肝付町高山	後田	75	40	20	2			
25	Ⅱ 1 3956	大脇1	肝付町高山	後田	65	30	15	2			
26	Ⅱ 1 3957	大脇	肝付町高山	後田	80	45	5	4			
27	Ⅱ 1 3958	後田山下1	肝付町高山	後田	64	45	24	3			
28	Ⅱ 1 3959	後田山下2	肝付町高山	後田	215	60	18	3			
29	Ⅱ 1 3960	後田山下3	肝付町高山	後田	185	45	8	3			
30	Ⅱ 1 3961	後田山下4	肝付町高山	後田	36	40	30	2			
31	Ⅱ 1 3962	後田山下5	肝付町高山	後田	50	30	18	1			
32	Ⅱ 1 3963	国見	肝付町高山	後田	35	70	8	3			旧川上小体育館
33	Ⅱ 1 3964	永野1	肝付町高山	後田	70	80	20	2			
34	Ⅱ 1 3965	後田	肝付町高山	後田	74	45	20	4			
35	Ⅱ 1 3968	片野	肝付町高山	後田	70	30	30	3			

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所番号	箇所名	市町村名	字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設		避難場所
									種類	数	
36	Ⅱ 1 3969	折生野1	肝付町高山	後田	45	30	15	1			旧川上小学校 体育館
37	Ⅱ 1 3970	岩屋2	肝付町高山	後田	55	30	50	4			
38	Ⅱ 1 3971	岩屋	肝付町高山	後田	115	30	50	3			
39	Ⅱ 1 3973	折生野3	肝付町高山	後田	70	40	15	1			
40	Ⅱ 1 3974	折生野4	肝付町高山	後田	55	30	20	1			
41	Ⅱ 1 3975	折生野5	肝付町高山	後田	120	30	20	3			国見中学校 体育館
42	Ⅱ 1 3978	山田平2	肝付町高山	新富	110	30	20	3			
43	Ⅱ 1 3979	寺之上2	肝付町高山	後田	50	30	15	1			
44	Ⅱ 1 3980	寺之上5	肝付町高山	新富	60	40	19	2			
45	Ⅱ 1 3981	岩下東	肝付町高山	新富	32	40	15	4			
46	Ⅱ 1 3982	本城	肝付町高山	新富	60	40	35	1			町コミセン 波野中体育館
47	Ⅱ 1 3983	本城中1	肝付町高山	新富	110	30	25	4			
48	Ⅱ 1 3984	本城上3	肝付町高山	新富	60	35	30	1			
49	Ⅱ 1 3985	本城上2	肝付町高山	新富	50	30	30	1			
50	Ⅱ 1 3987	本城中2	肝付町高山	新富	210	30	20	2			
51	Ⅱ 1 3989	新村2	肝付町高山	新富	85	30	15	3			町コミセン 波野中体育館
52	Ⅱ 1 3990	佐賀	肝付町高山	新富	80	45	25	3			
53	Ⅱ 1 3991	新村3	肝付町高山	新富	75	40	30	4			
54	Ⅱ 1 3992	本城下2	肝付町高山	新富	65	35	25	2			
55	Ⅱ 1 3993	長能寺	肝付町高山	前田	95	35	22	1			
56	Ⅱ 1 3994	下永山2	肝付町高山	新富	50	50	20	2			町コミセン 前田地区公民館 新富地区公民館
57	Ⅱ 1 3995	下永山3	肝付町高山	新富	155	40	18	2			
58	Ⅱ 1 3996	塚崎	肝付町高山	新富	110	30	28	3			
59	Ⅱ 1 3997	大脇3	肝付町高山	新富	70	70	22	1			
60	Ⅱ 1 3999	長能寺	肝付町高山	前田	60	40	23	3			
61	Ⅱ 1 4000	上之馬場	肝付町高山	前田	60	40	15	1			波野中学校 体育館
62	Ⅱ 1 4001	中麓1	肝付町高山	新富	60	70	8	2			
63	Ⅱ 1 4003	東横間	肝付町高山	新富	60	80	8	2			
64	Ⅱ 1 4004	小牧	肝付町高山	新富	90	80	7	3			
65	Ⅱ 1 4005	東迫	肝付町高山	新富	130	70	12	2			
66	Ⅱ 1 4006	西大園2	肝付町高山	野崎	50	40	8	2			波野中学校 体育館
67	Ⅱ 1 4007	和田2	肝付町高山	野崎	60	75	7	2			
68	Ⅱ 1 4008	平後園1	肝付町高山	波見	39	30	25	2			
69	Ⅱ 1 4009	荒瀬	肝付町高山	波見	120	30	28	4			
70	Ⅱ 1 4010	荒瀬2	肝付町高山	波見	50	45	12	1			

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所番号	箇所名	市町村名	字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設		避難場所
									種類	数	
71	Ⅱ 1 4011	荒瀬1	肝付町高山	波見	50	45	7	1			波野中学校 体育館
72	Ⅱ 1 4012	柳井谷	肝付町高山	波見	75	35	50	1			
73	Ⅱ 1 4014	一ツ松3	肝付町高山	波見	40	30	25	1			旧有明小学校 体育館
74	Ⅱ 1 4015	西仮屋2	肝付町高山	波見	70	30	18	1			
75	Ⅱ 1 4016	飯ヶ谷2	肝付町高山	波見	50	40	40	1			
76	Ⅱ 1 5386	坂元ー1	肝付町内之浦	北方	150	30	22	4			総合支所
77	Ⅱ 1 5387	津房上ー2	肝付町内之浦	北方	170	30	70	4			
78	Ⅱ 1 5388	侍金ー2	肝付町内之浦	南方	240	30	41	4			
79	Ⅱ 1 5389	小田	肝付町内之浦	南方	200	30	29	4			
80	Ⅱ 1 5390	銭貫	肝付町内之浦	南方	100	40	14	3			
81	Ⅱ 1 5391	小西上ー1	肝付町内之浦	岸良	130	45	12	4			岸良出張所
82	Ⅱ 1 5392	小山田中	肝付町内之浦	岸良	200	30	35	4			
83	Ⅱ 1 5393	垂水	肝付町内之浦	北方	170	34	90	4			総合支所
84	Ⅱ 1 5394	大原	肝付町内之浦	岸良	140	30	40	4			岸良出張所
85	Ⅱ 1 5395	船間中	肝付町内之浦	岸良	260	45	40	4			船間地区研修センター
86	Ⅱ 1 5396	小田	肝付町内之浦	南方	120	30	50	2			総合支所
87	Ⅱ 1 5397	小野	肝付町内之浦	南方	80	30	30	2			
88	Ⅱ 1 5398	富山	肝付町高山	富山	100	30	18	3			富山集落センター
89	Ⅱ 1 5399	神之市	肝付町高山	新富	90	35	24	4	町道	120	町コミセン
90	Ⅱ 1 5400	大窪ー1	肝付町高山	後田	150	30	7	3			国見中体育館
91	Ⅱ 1 5401	岩屋ー3	肝付町高山	後田	100	30	40	3	町道	80	旧川上小学校 体育館
92	Ⅱ 1 5404	寺之上1	肝付町高山	新富	40	50	15	1			
93	Ⅱ 1 5406	岩屋1	肝付町高山	後田	50	30	50	3			
94	Ⅱ 1 5407	折生野6	肝付町高山	新富	52	50	20	2			
95	Ⅱ 1 5507	有明山下1	肝付町高山	波見	70	30	20	2			旧有明小体育館
96	Ⅱ 2 337	寺之上3	肝付町高山	後田	60	30	30	1			旧川上小体育館

地すべり

地すべり危険箇所

番号	箇所番号	箇所名	水系名	幹川名	地区名	地すべり危険 箇所面積	保全家 戸数	公共施設
1	56	波見	肝属川	肝属川	肝付町波見	25.6	199	国道・県道・橋梁・郵便局

別表 5) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

指定日	土石流		急傾斜		合計	
	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
H22.12.21	41	38	31	31	72	69
H23.12.16	38	25	46	46	84	71
H25.3.19	51	45	88	88	139	133
H26.1.28	36	31	53	53	89	84
合 計	166	139	218	218	384	357

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
1	土・海蔵1	dok483-0001		北方	海蔵	総合支所
2	土・海蔵2	dok483-0002		北方	海蔵	
3	土・海蔵3	dok483-0003		北方	海蔵	
4	土・海蔵4	dok483-0004		北方	海蔵	
5	土・小串1	dok483-0005		北方	小串	
6	土・小串2	dok483-0006		北方	小串	
7	土・小串3	dok483-0007		北方	小串	
8	土・垂水1	dok483-0009		北方	垂水	
9	土・檜脇1	dok483-0013		北方	檜脇	
10	土・檜脇2	dok483-0014		北方	檜脇	
11	土・檜脇3	dok483-0015		北方	檜脇	
12	土・檜脇4	dok483-0016		北方	檜脇	
13	土・平牟田1	dok483-0017		北方	平牟田	
14	土・平牟田2	dok483-0019		北方	平牟田	
15	土・馬込1	dok483-0020		北方	馬込	
16	土・馬込2	dok483-0021		北方	馬込	
17	土・馬込3	dok483-0022		北方	馬込	
18	土・津房1	dok483-0023		北方	津房	
19	土・坂元1	dok483-0024		北方	坂元	
20	土・坂元2	dok483-0025		北方	坂元	
21	土・赤木屋1	dok483-0026		北方	赤木屋	
22	土・赤木屋2	dok483-0027		北方	赤木屋	
23	土・赤木屋3	dok483-0028		北方	赤木屋	
24	土・赤木屋4	dok483-0029		北方	赤木屋	
25	土・江平1	dok483-0035		北方	江平	
26	土・江平2	dok483-0037		北方	江平	
27	土・江平3	dok483-0038		北方	江平	
28	土・平牟田3	dok483-0201		北方	平牟田	
29	土・西仮屋1	dok484-0029		波見	西仮屋	旧有明小体育館
30	土・西仮屋2	dok484-0034		波見	西仮屋	
31	土・山下1	dok484-0036		波見	山下	
32	土・山下2	dok484-0037		波見	山下	
33	土・仮屋1	dok484-0038		波見	仮屋	
34	土・仮屋2	dok484-0040		波見	仮屋	
35	土・山下3	dok484-0041		波見	山下	
36	土・飯ヶ谷1	dok484-0048		波見	飯ヶ谷	
37	土・飯ヶ谷2	dok484-0051		波見	飯ヶ谷	
38	土・飯ヶ谷3	dok484-0052		波見	飯ヶ谷	
39	土・飯ヶ谷4	dok484-0053		波見	飯ヶ谷	
40	土・飯ヶ谷5	dok484-0054		波見	飯ヶ谷	
41	土・飯ヶ谷6	dok484-0055		波見	飯ヶ谷	

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
42	土・浦町1	dok484-0002		波見	浦町	波野中 体育館ほか
43	土・波見下1	dok484-0003		波見	波見下	
44	土・柳井谷1	dok484-0004		波見	柳井谷	
45	土・柳井谷2	dok484-0005		波見	柳井谷	
46	土・平後園1	dok484-0006		波見	平後園	
47	土・硯石1	dok484-0007		波見	硯石	
48	土・轟1	dok484-0008		波見	轟	
49	土・硯石2	dok484-0009		波見	硯石	
50	土・平後園2	dok484-0010		波見	平後園	
51	土・荒瀬1	dok484-0011		波見	荒瀬	
52	土・轟2	dok484-0012		波見	轟	
53	土・平後園3	dok484-0013		波見	平後園	
54	土・荒瀬2	dok484-0014		波見	荒瀬	
55	土・平後園4	dok484-0015		波見	平後園	
56	土・平後園5	dok484-0017		波見	平後園	
57	土・荒瀬3	dok484-0018		波見	荒瀬	
58	土・一ツ松1	dok484-0021		波見	一ツ松	旧有明小体育館
59	土・平後園6	dok484-0022		波見	平後園	波野中体育館ほか
60	土・一ツ松2	dok484-0023		波見	一ツ松	旧有明小体育館
61	土・和田1	dok484-0025		野崎	和田	波野中 体育館ほか
62	土・荒瀬4	dok484-0129		波見	荒瀬	
63	土・平後園7	dok484-0130		波見	平後園	
64	土・平後園8	dok484-0131		波見	平後園	
65	土・波見下2	dok484-0132		波見	波見下	岸良出張所 ほか
66	土・小山田1	dok483-0082		岸良	小山田	
67	土・川口1	dok483-0093		岸良	川口	
68	土・川口2	dok483-0096		岸良	川口	
69	土・射場元1	dok483-0101		岸良	射場元	
70	土・平1	dok483-0103		岸良	平	
71	土・射場元2	dok483-0106		岸良	射場元	
72	土・下西1	dok483-0108		岸良	下西	
73	土・上西1	dok483-0110		岸良	上西	
74	土・下西2	dok483-0112		岸良	下西	
75	土・大原1	dok483-0113		岸良	大原	
76	土・大原2	dok483-0117		岸良	大原	
77	土・浜1	dok483-0119		岸良	浜	
78	土・浜2	dok483-0121		岸良	浜	
79	土・山下4	dok483-0125		岸良	山下	

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
80	土・山神1	dok484-0100		後田	山神	旧川上小学校
81	土・山田平1	dok484-0103		後田	山田平	
82	土・東尾牟礼1	dok484-0104		後田	東尾牟礼	
83	土・東尾牟礼2	dok484-0105		後田	東尾牟礼	
84	土・尾牟礼1	dok484-0106		後田	尾牟礼	
85	土・片野1	dok484-0108		後田	片野	
86	土・牧園1	dok484-0109		後田	牧園	
87	土・南1	dok484-0114		後田	南	
88	土・東尾牟礼3	dok484-1000		後田	東尾牟礼	
89	土・尾牟礼2	dok484-1001		後田	尾牟礼	
90	土・岩之元1	dok484-0115		後田	岩之元	
91	土・風ヶ谷1	dok484-0116		後田	風ヶ谷	
92	土・石原1	dok484-0117		後田	石原	
93	土・風ヶ谷2	dok484-0118		後田	風ヶ谷	
94	土・中折生野1	dok484-0120		後田	中折生野	
95	土・上折生野1	dok484-0121		後田	上折生野	
96	土・宇都口1	dok484-0122		後田	宇都口	
97	土・宇都口2	dok484-0123		後田	宇都口	
98	土・上折生野2	dok484-0124		後田	上折生野	
99	土・下大平1	dok484-0125		後田	下大平	
100	土・下大平2	dok484-0126		後田	下大平	
101	土・湯之谷1	dok484-0127		後田	湯之谷	
102	土・川床1	dok484-0128		後田	川床	
103	土・永岩1	dok484-1002		後田	永岩	
104	土・上大平1	dok484-1003		後田	上大平	
105	土・上大平2	dok484-1004		後田	上大平	
106	土・四俣1	dok484-1005		後田	四俣	
107	土・立谷1	dok484-1006		後田	立谷	
108	土・石原2	dok484-1007		後田	石原	
109	土・立谷2	dok484-1008		後田	立谷	
110	土・立谷3	dok484-1009		後田	立谷	
111	土・下大平3	dok484-1010		後田	下大平	
112	土・大牧1	dok484-1011		後田	大牧	
113	土・大牧2	dok484-1012		後田	大牧	
114	土・中折生野2	dok484-1013		後田	中折生野	
115	土・舟木1	dok483-0127		岸良	舟木	船間地区研修センター
116	土・船間1	dok483-0131		岸良	船間	
117	土・船間2	dok483-0132		岸良	船間	
118	土・船間3	dok483-0133		岸良	船間	
119	土・五郎ヶ元1	dok483-0134		岸良	五郎ヶ元	
120	土・五郎ヶ元2	dok483-0135		岸良	五郎ヶ元	
121	土・船間4	dok483-0138		岸良	船間	

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
122	土・五郎ヶ元 3	dok483-0139		岸良	五郎ヶ元	船間地区研修センター
123	土・船間 5	dok483-0140		岸良	船間	
124	土・五郎ヶ元 4	dok483-0141		岸良	五郎ヶ元	
125	土・辺塚 1	dok483-0148		岸良	辺塚	
126	土・大浦 1	dok483-0152		岸良	大浦	旧大浦小中学校
127	土・大浦 2	dok483-0153		岸良	大浦	
128	土・大浦 3	dok483-0154		岸良	大浦	
129	土・辺塚 2	dok483-0156		岸良	辺塚	
130	土・大浦 4	dok483-0157		岸良	大浦	

土砂災害警戒区域等名一覽表(土石流)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
131	土・五橋1	dok483-0032		南方	五橋	総合支所
132	土・五橋2	dok483-0033		南方	五橋	
133	土・乙田1	dok483-0039		南方	乙田	
134	土・大平見1	dok483-0040		南方	大平見	
135	土・乙田2	dok483-0046		南方	乙田	
136	土・乙田3	dok483-0047		南方	乙田	
137	土・乙田4	dok483-0048		南方	乙田	
138	土・大平見2	dok483-0049		南方	大平見	
139	土・吉重1	dok483-0052		南方	吉重	
140	土・吉重2	dok483-0053		南方	吉重	
141	土・吉重3	dok483-0054		南方	吉重	
142	土・吉重4	dok483-0055		南方	吉重	
143	土・侍金1	dok483-0056		南方	侍金	
144	土・侍金2	dok483-0058		南方	侍金	
145	土・上原1	dok483-0059		南方	上原	
146	土・侍金3	dok483-0061		南方	侍金	
147	土・侍金4	dok483-0063		南方	侍金	
148	土・五橋3	dok483-0158		南方	五橋	
149	土・乙田5	dok483-0159		南方	乙田	
150	土・侍金5	dok483-0160		南方	侍金	
151	土・鍋浦1	dok483-0002		南方	鍋浦	
152	土・鍋浦2	dok483-0003		南方	鍋浦	
153	土・鍋浦3	dok483-0004		南方	鍋浦	
154	土・白木1	dok483-0005		南方	白木	
155	土・尾方前1	dok483-0006		南方	尾方前	
156	土・尾方前2	dok483-0007		南方	尾方前	
157	土・倉1	dok483-0031		南方	倉	
158	土・丸山1	dok483-0036		南方	丸山	
159	土・山ノ口1	dok483-0041		南方	山ノ口	
160	土・平岩1	dok483-0042		南方	平岩	
161	土・港山添1	dok483-0043		南方	港山添	
162	土・上ノ小野1	dok483-0044		南方	上ノ小野	
163	土・港山添2	dok483-0045		南方	港山添	
164	土・尾方前3	dok483-0060		南方	尾方前	
165	土・尾方前4	dok483-0062		南方	川原瀬	
166	土・川原瀬1	dok483-0064		南方	川原瀬	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
1	急・海蔵1	kyu483-0003		北方	海蔵	総合支所
2	急・海蔵2	kyu483-0004	01	北方	海蔵	
	〃	kyu483-0004	02	北方	海蔵	
3	急・小串1	kyu483-0009		北方	小串	
4	急・小串2	kyu483-0012	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0012	02	北方	小串	
	〃	kyu483-0012	03	北方	小串	
5	急・小串3	kyu483-0013	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0013	02	北方	小串	
	〃	kyu483-0013	03	北方	小串	
	〃	kyu483-0013	04	北方	小串	
6	急・小串4	kyu483-0016	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0016	02	北方	小串	
7	急・小串5	kyu483-0017	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0017	02	北方	小串	
8	急・小串6	kyu483-0018	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0018	02	北方	小串	
9	急・垂水1	kyu483-0020	01	北方	垂水	
	〃	kyu483-0020	02	北方	垂水	
	〃	kyu483-0020	03	北方	垂水	
10	急・垂水2	kyu483-0021	01	北方	垂水	
	〃	kyu483-0021	02	北方	垂水	
	〃	kyu483-0021	03	北方	垂水	
	〃	kyu483-0021	04	北方	垂水	
11	急・垂水3	kyu483-0023	01	北方	垂水	
	〃	kyu483-0023	02	北方	垂水	
	〃	kyu483-0023	03	北方	垂水	
12	急・檜脇1	kyu483-0025	01	北方	檜脇	
	〃	kyu483-0025	02	北方	檜脇	
	〃	kyu483-0025	03	北方	檜脇	
13	急・平牟田1	kyu483-0027	01	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	02	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	03	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	04	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	05	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	06	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	07	北方	平牟田	
14	急・津房1	kyu483-0030	01	北方	津房	
	〃	kyu483-0030	02	北方	津房	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
15	急・馬込1	kyu483-0032	01	北方	馬込	総合支所
	〃	kyu483-0032	02	北方	馬込	
	〃	kyu483-0032	03	北方	馬込	
	〃	kyu483-0032	04	北方	馬込	
	〃	kyu483-0032	05	北方	馬込	
16	急・馬込2	kyu483-0034		北方	馬込	
17	急・坂元1	kyu483-0035	01	北方	坂元	
	〃	kyu483-0035	02	北方	坂元	
	〃	kyu483-0035	03	北方	坂元	
	〃	kyu483-0035	04	北方	坂元	
	〃	kyu483-0035	05	北方	坂元	
	〃	kyu483-0035	06	北方	坂元	
	〃	kyu483-0035	07	北方	坂元	
18	急・馬込3	kyu483-0037	01	北方	馬込	
	〃	kyu483-0037	02	北方	馬込	
	〃	kyu483-0037	03	北方	馬込	
	〃	kyu483-0037	04	北方	馬込	
19	急・坂元2	kyu483-0038	01	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	02	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	03	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	04	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	05	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	06	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	07	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	08	北方	坂元	
	〃	kyu483-0038	09	北方	坂元	
20	急・馬込4	kyu483-0040	01	北方	馬込	
	〃	kyu483-0040	02	北方	馬込	
	〃	kyu483-0040	03	北方	馬込	
21	急・赤木屋1	kyu483-0044	01	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0044	02	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0044	03	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0044	04	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0044	05	北方	赤木屋	
22	急・赤木屋2	kyu483-0045		北方	赤木屋	
23	急・赤木屋3	kyu483-0048	01	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0048	02	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0048	03	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0048	04	北方	赤木屋	
	〃	kyu483-0048	05	北方	赤木屋	
24	急・平原1	kyu483-0050		北方	平原	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
25	急・平原2	kyu483-0052	01	北方	平原	総合支所
	〃	kyu483-0052	02	北方	平原	
26	急・平原3	kyu483-0054	01	北方	平原	
	〃	kyu483-0054	02	北方	平原	
27	急・平原4	kyu483-0058	01	北方	平原	
	〃	kyu483-0058	02	北方	平原	
28	急・江平1	kyu483-0066	01	北方	江平	
	〃	kyu483-0066	02	北方	江平	
	〃	kyu483-0066	03	北方	江平	
29	急・江平2	kyu483-0076	01	北方	江平	
30	急・江平3	kyu483-0081	01	北方	江平	
	〃	kyu483-0081	02	北方	江平	
31	急・檜脇2	kyu483-0301	01	北方	檜脇	
	〃	kyu483-0301	02	北方	檜脇	

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
32	急・浦町1	kyu484-0020	01	波見	浦町	波野中 体育館ほか
	〃	kyu484-0020	02	波見	浦町	
33	急・柳井谷1	kyu484-0023	01	波見	柳井谷	
	〃	kyu484-0023	02	波見	柳井谷	
	〃	kyu484-0023	03	波見	柳井谷	
	〃	kyu484-0023	04	波見	柳井谷	
34	急・荒瀬1	kyu484-0027	01	波見	荒瀬	
	〃	kyu484-0027	02	波見	荒瀬	
35	急・硯石1	kyu484-0032		波見	硯石	
36	急・荒瀬2	kyu484-0041		波見	荒瀬	
37	急・轟1	kyu484-0044	01	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	02	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	03	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	04	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	05	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	06	波見	轟	
38	急・荒瀬3	kyu484-0051		波見	荒瀬	
39	急・一ツ松1	kyu484-0052	01	波見	一ツ松	旧有明小体育館
	〃	kyu484-0052	02	波見	一ツ松	
	〃	kyu484-0052	03	波見	一ツ松	
40	急・一ツ松2	kyu484-0057		波見	一ツ松	波野中 体育館ほか
41	急・和田1	kyu484-0058	01	野崎	和田	
	〃	kyu484-0058	02	野崎	和田	
	〃	kyu484-0058	03	野崎	和田	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
42	急・仮屋1	kyu484-0079	01	波見	仮屋	旧有明小体育館
	〃	kyu484-0079	02	波見	仮屋	
	〃	kyu484-0079	03	波見	仮屋	
	〃	kyu484-0079	04	波見	仮屋	
43	急・山下1	kyu484-0083		波見	山下	
44	急・山下2	kyu484-0084		波見	山下	
45	急・仮屋2	kyu484-0089		波見	仮屋	
46	急・山下3	kyu484-0094	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0094	02	波見	山下	
47	急・山下4	kyu484-0097	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0097	02	波見	山下	
48	急・仮屋3	kyu484-0101		波見	仮屋	
49	急・山下5	kyu484-0107	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0107	02	波見	山下	
50	急・山下6	kyu484-0109	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0109	02	波見	山下	
51	急・飯ヶ谷1	kyu484-0121		波見	飯ヶ谷	
52	急・飯ヶ谷2	kyu484-0126		波見	飯ヶ谷	
53	急・飯ヶ谷3	kyu484-0134		波見	飯ヶ谷	
54	急・飯ヶ谷4	kyu484-0142		波見	飯ヶ谷	
55	急・飯ヶ谷5	kyu484-0148	01	波見	飯ヶ谷	
	〃	kyu484-0148	02	波見	飯ヶ谷	
56	急・一ツ松3	kyu484-0343		波見	一ツ松	
57	急・一ツ松4	kyu484-0344		波見	一ツ松	
58	急・飯ヶ谷6	kyu484-0345		波見	飯ヶ谷	
59	急・飯ヶ谷7	kyu484-0346		波見	飯ヶ谷	
60	急・飯ヶ谷8	kyu484-0347		波見	飯ヶ谷	
61	急・波見下1	kyu484-0348	01	波見	波見下	波野中 体育館ほか
	〃	kyu484-0348	02	波見	波見下	
	〃	kyu484-0348	03	波見	波見下	
	〃	kyu484-0348	04	波見	波見下	
62	急・平後園1	kyu484-0349	01	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	02	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	03	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	04	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	05	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	06	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	07	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	08	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	09	波見	平後園	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
63	急・小森1	kyu483-0155		岸良	小森	岸良出張所 ほか
64	急・山川原1	kyu483-0157		岸良	山川原	
65	急・川口1	kyu483-0160	01	岸良	川口	
	〃	kyu483-0160	02	岸良	川口	
	〃	kyu483-0160	03	岸良	川口	
	〃	kyu483-0160	04	岸良	川口	
66	急・山川原2	kyu483-0163		岸良	山川原	
67	急・射場元1	kyu483-0164	01	岸良	射場元	
	〃	kyu483-0164	02	岸良	射場元	
68	急・川尻1	kyu483-237		岸良	川尻	
69	急・平1	kyu483-0165	01	岸良	平	
	〃	kyu483-0165	02	岸良	平	
	〃	kyu483-0165	03	岸良	平	
70	急・宮後1	kyu483-0167		岸良	宮後	
71	急・大原1	kyu483-0169		岸良	大原	
72	急・下西1	kyu483-0171	01	岸良	下西	
	〃	kyu483-0171	02	岸良	下西	
73	急・大原2	kyu483-0172		岸良	大原	
74	急・小牧1	kyu483-0174		岸良	小牧	
75	急・上西1	kyu483-238	01	岸良	上西	
	〃	kyu483-238	02	岸良	上西	
76	急・大原3	kyu483-0176		岸良	大原	
77	急・浜1	kyu483-0188	01	岸良	浜	
	〃	kyu483-0188	02	岸良	浜	
	〃	kyu483-0188	03	岸良	浜	
	〃	kyu483-0188	04	岸良	浜	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
78	急・山神1	kyu484-0254	01	後田	小田	
	〃	kyu484-0254	02	後田	山神	
	〃	kyu484-0254	03	後田	山神	
	〃	kyu484-0254	04	後田	小田	
79	急・豆ヶ塚1	kyu484-0257		後田	豆ヶ塚	
80	急・豆ヶ塚2	kyu484-0258		後田	豆ヶ塚	
81	急・中石ノ脇1	kyu484-0259		後田	中石ノ脇	
82	急・北荒平原1	kyu484-0261		後田	北荒平原	
83	急・石之脇1	kyu484-0262		後田	石之脇	
84	急・馬床1	kyu484-0263	01	後田	馬床	
	〃	kyu484-0263	02	後田	馬床	
85	急・馬床2	kyu484-0264		後田	馬床	
86	急・川添ノ下1	kyu484-0267	01	後田	川添ノ下	
	〃	kyu484-0267	02	後田	鎌田渚	
87	急・東尾牟礼1	kyu484-0272		後田	東尾牟礼	
88	急・栗須1	kyu484-0275	01	後田	栗須	
	〃	kyu484-0275	03	後田	鎌田渚	
89	急・東尾牟礼2	kyu484-0279		後田	東尾牟礼	
90	急・栗須2	kyu484-0281		後田	栗須	
91	急・尾牟礼1	kyu484-0282	01	後田	尾牟礼	
	〃	kyu484-0282	02	後田	尾牟礼	
92	急・尾牟礼2	kyu484-0285		後田	尾牟礼	
93	急・滝ノ尻1	kyu484-0293		後田	滝ノ尻	
94	急・和田2	kyu484-0295		後田	和田	
95	急・平木場1	kyu484-0297	01	後田	平木場	
	〃	kyu484-0297	02	後田	平木場	
	〃	kyu484-0297	03	後田	平木場	
96	急・神山迫1	kyu484-0300		後田	神山迫	
97	急・片野1	kyu484-0301		後田	片野	
98	急・東牟礼山1	kyu484-0302	01	後田	東牟礼山	
	〃	kyu484-0302	02	後田	東牟礼山	
	〃	kyu484-0302	03	後田	平木場	
	〃	kyu484-0302	04	後田	東牟礼山	
99	急・北谷道添1	kyu484-0303		後田	北谷道添	
100	急・豆ヶ塚3	kyu484-1000		後田	豆ヶ塚	
101	急・北荒平原2	kyu484-1001		後田	北荒平原	
102	急・東尾牟礼3	kyu484-1002		後田	東尾牟礼	
103	急・尾牟礼3	kyu484-1003		後田	尾牟礼	
104	急・尾牟礼4	kyu484-1005		後田	尾牟礼	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
105	急・新屋敷1	kyu484-0304	_01	後田	新屋敷	旧川上小体育館
	〃	kyu484-0304	_02	後田	神山迫	
	〃	kyu484-0304	_03	後田	新屋敷上	
106	急・上ノ原1	kyu484-0308	_01	後田	風ヶ谷	
	〃	kyu484-0308	_02	後田	上ノ原	
	〃	kyu484-0308	_03	後田	上ノ原	
107	急・通山1	kyu484-0309	_01	後田	石原	
	〃	kyu484-0309	_02	後田	東牟礼山	
	〃	kyu484-0309	_03	後田	西牟礼山	
	〃	kyu484-0309	_04	後田	通山	
	〃	kyu484-0309	_05	後田	吉直上	
	〃	kyu484-0309	_06	後田	東牟礼山	
108	急・大牧1	kyu484-0310	_01	後田	大牧	
	〃	kyu484-0310	_02	後田	大牧	
109	急・石原1	kyu484-0311	_01	後田	石原	
	〃	kyu484-0311	_02	後田	石原	
	〃	kyu484-0311	_03	後田	岩之元	
	〃	kyu484-0311	_04	後田	杉ノ元	
110	急・橋之元1	kyu484-0312	_01	後田	橋之元	
	〃	kyu484-0312	_02	後田	橋之元	
	〃	kyu484-0312	_03	後田	宇都口	
111	急・上折生野1	kyu484-0313		後田	上折生野	
112	急・宇都口1	kyu484-0314	_01	後田	宇都口	
	〃	kyu484-0314	_02	後田	宇都口	
113	急・岸良道添1	kyu484-0315		後田	岸良道添	
114	急・岸良道添2	kyu484-0316		後田	岸良道添	
115	急・下大平1	kyu484-0317	_01	後田	上大平	
	〃	kyu484-0317	_02	後田	上大平	
	〃	kyu484-0317	_03	後田	下大平	
	〃	kyu484-0317	_04	後田	下大平	
	〃	kyu484-0317	_05	後田	下大平	
	〃	kyu484-0317	_06	後田	下大平	
	〃	kyu484-0317	_07	後田	下大平	
	〃	kyu484-0317	_08	後田	宇都口	
116	急・岸良道添3	kyu484-0318		後田	岸良道添	
117	急・下大平2	kyu484-0320	_01	後田	下大平	
	〃	kyu484-0320	_02	後田	下大平	
118	急・永岩1	kyu484-0321	_01	後田	永岩	
	〃	kyu484-0321	_02	後田	永岩	
119	急・永岩2	kyu484-0322		後田	永岩	
120	急・湯之谷1	kyu484-0324		後田	湯之谷	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
121	急・下大平3	kyu484-0325	_01	後田	下大平	旧川上小体育館
	〃	kyu484-0325	_02	後田	下大平	
	〃	kyu484-0325	_03	後田	下大平	
122	急・湯之谷2	kyu484-0329	_01	後田	湯之谷	
	〃	kyu484-0329	_02	後田	湯之谷	
123	急・川床1	kyu484-0334	_01	後田	川床	
	〃	kyu484-0334	_02	後田	川床	
	〃	kyu484-0334	_03	後田	川床	
124	急・立谷1	kyu484-0335		後田	立谷	
125	急・立谷2	kyu484-0336	_01	後田	立谷	
	〃	kyu484-0336	_02	後田	立谷	
	〃	kyu484-0336	_03	後田	立谷	
	〃	kyu484-0336	_04	後田	立谷	
126	急・立谷3	kyu484-0337	_01	後田	立谷	
	〃	kyu484-0337	_02	後田	立谷	
127	急・立谷4	kyu484-0338		後田	立谷	
128	急・立谷5	kyu484-0339		後田	立谷	
129	急・立谷6	kyu484-1006	_01	後田	立谷	
	〃	kyu484-1006	_02	後田	立谷	
130	急・舟木1	kyu483-0196	_01	岸良	舟木	
	〃	kyu483-0196	_02	岸良	舟木	
	〃	kyu483-0196	_03	岸良	舟木	
131	急・舟木2	kyu483-0197		岸良	舟木	
132	急・船間1	kyu483-0202	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0202	_02	岸良	船間	
133	急・船間2	kyu483-0203	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0203	_02	岸良	船間	
134	急・船間3	kyu483-0204		岸良	船間	
135	急・船間4	kyu483-0205	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0205	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0205	_03	岸良	船間	
	〃	kyu483-0205	_04	岸良	船間	
	〃	kyu483-0205	_05	岸良	船間	
136	急・船間5	kyu483-0207		岸良	船間	
137	急・船間6	kyu483-0208	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0208	_02	岸良	船間	
138	急・船間7	kyu483-0209	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0209	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0209	_03	岸良	船間	

土砂災害警戒区域等名一覽表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
139	急・船間 8	kyu483-0210	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0210	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0210	_03	岸良	船間	
140	急・船間 9	kyu483-0211	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0211	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0211	_03	岸良	船間	
141	急・辺塚 1	kyu483-0229	_01	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0229	_02	岸良	辺塚	
142	急・辺塚 2	kyu483-0231		岸良	辺塚	
143	急・大浦 1	kyu483-0233	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0233	_02	岸良	大浦	
144	急・大浦 2	kyu483-0234	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_02	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_03	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_04	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_05	岸良	大浦	
145	急・大浦 3	kyu483-0235	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0235	_02	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0235	_03	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0235	_04	岸良	大浦	
146	急・大浦 4	kyu483-0236	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0236	_02	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0236	_03	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0236	_04	岸良	大浦	
147	急・舟木 3	kyu483-0237	_01	岸良	舟木	
	〃	kyu483-0237	_02	岸良	舟木	
	〃	kyu483-0237	_03	岸良	舟木	
148	急・船間 1 0	kyu483-0238		岸良	船間	
149	急・船間 1 1	kyu483-0239	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0239	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0239	_03	岸良	船間	
150	急・船間 1 2	kyu483-0240	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0240	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0240	_03	岸良	船間	
151	急・船間 1 3	kyu483-0241	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0241	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0241	_03	岸良	船間	
152	急・船間 1 4	kyu483-0242	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0242	_02	岸良	船間	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
153	急・船間1 5	kyu483-0243	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_03	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_04	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_05	岸良	船間	
154	急・五郎ヶ元 1	kyu483-0244		岸良	五郎ヶ元	
155	急・五郎ヶ元 2	kyu483-0245	_01	岸良	五郎ヶ元	
	〃	kyu483-0245	_02	岸良	五郎ヶ元	
156	急・辺塚 3	kyu483-0247	_01	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0247	_02	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0247	_03	岸良	辺塚	
157	急・辺塚 4	kyu483-0248	_01	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0248	_02	岸良	辺塚	
158	急・大浦 5	kyu483-0249		岸良	大浦	
159	急・大浦 6	kyu483-0250		岸良	大浦	
160	急・船間1 6	kyu483-0252	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0252	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0252	_03	岸良	船間	
161	急・船間1 7	kyu483-0253	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0253	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0253	_03	岸良	船間	
	〃	kyu483-0253	_04	岸良	船間	
162	急・船間1 8	kyu483-0254	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0254	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0254	_03	岸良	船間	
163	急・船間1 9	kyu483-0255	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0255	_02	岸良	船間	
164	急・船間2 0	kyu483-0256	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0256	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0256	_03	岸良	船間	
	〃	kyu483-0256	_04	岸良	船間	
165	急・大浦 7	kyu483-0257	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0257	_02	岸良	大浦	

土砂災害警戒区域等名一覽表(急傾斜)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
166	急・倉 1	kyu483-0002		南方	倉	総合支所
167	急・倉 2	kyu483-0003		南方	倉	
168	急・津代 1	kyu483-0005	_01	南方	津代	
	〃	kyu483-0005	_02	南方	川原瀬	
169	急・鍋浦 1	kyu483-0006	_01	南方	鍋浦	
	〃	kyu483-0006	_02	南方	鍋浦	
170	急・尾方前 1	kyu483-0008	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0008	_02	南方	川原瀬	
171	急・尾方前 2	kyu483-0009		南方	尾方前	
172	急・尾方前 3	kyu483-0010		南方	尾方前	
173	急・尾方前 4	kyu483-0012	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0012	_02	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0012	_03	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0012	_04	南方	尾方前	
174	急・川原瀬 1	kyu483-0015		南方	川原瀬	
175	急・尾方前 5	kyu483-0017	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0017	_02	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0017	_03	南方	尾方前	
176	急・鍋浦 2	kyu483-0018		南方	鍋浦	
177	急・鍋浦 3	kyu483-0019	_01	南方	鍋浦	
	〃	kyu483-0019	_02	南方	鍋浦	
	〃	kyu483-0019	_03	南方	鍋浦	
178	急・白木 1	kyu483-0020	_01	南方	白木	
	〃	kyu483-0020	_02	南方	白木	
179	急・倉 3	kyu483-0053	_01	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_02	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_03	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_04	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_05	南方	倉	
180	急・倉 4	kyu483-0055	_01	南方	倉	
	〃	kyu483-0055	_02	南方	倉	
181	急・大平見 1	kyu483-0060	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0060	_02	南方	大平見	
182	急・丸山 1	kyu483-0067		南方	丸山	
183	急・乙田 1	kyu483-0069	_01	南方	乙田	
	〃	kyu483-0069	_02	南方	乙田	
	〃	kyu483-0069	_03	南方	乙田	
184	急・山ノ口 1	kyu483-0072	_01	南方	山ノ口	
	〃	kyu483-0072	_02	南方	山ノ口	
185	急・山ノ口 2	kyu483-0075	_01	南方	山ノ口	
	〃	kyu483-0075	_02	南方	山ノ口	
	〃	kyu483-0075	_03	南方	丸山	

土砂災害警戒区域等名一覽表(急傾斜)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
186	急・乙田 2	kyu483-0077	_01	南方	乙田	総合支所
	〃	kyu483-0077	_02	南方	乙田	
187	急・小野 1	kyu483-0078	_01	南方	小野	
	〃	kyu483-0078	_02	南方	小野	
	〃	kyu483-0078	_03	南方	小野	
188	急・五橋 1	kyu483-0079	_01	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_02	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_03	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_04	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_05	南方	五橋	
189	急・平岩 1	kyu483-0082		南方	平岩	
190	急・乙田 3	kyu483-0083	_01	南方	乙田	
	〃	kyu483-0083	_02	南方	乙田	
191	急・港山添 1	kyu483-0084		南方	港山添	
192	急・大平見 2	kyu483-0085	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_02	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_03	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_04	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_05	南方	大平見	
193	急・上ノ小野 1	kyu483-0086		南方	上ノ小野	
194	急・港山添 2	kyu483-0087	_01	南方	港山添	
	〃	kyu483-0087	_02	南方	港山添	
195	急・仁田山塩入 1	kyu483-0088	_01	南方	仁田山塩入	
	〃	kyu483-0088	_02	南方	上小丸	
196	急・大平見 3	kyu483-0089	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0089	_02	南方	大平見	
	〃	kyu483-0089	_03	南方	大平見	
197	急・侍金 1	kyu483-0093	_01	南方	侍金	
	〃	kyu483-0093	_02	南方	侍金	
198	急・侍金 2	kyu483-0094	_01	南方	侍金	
	〃	kyu483-0094	_02	南方	侍金	
199	急・吉重 1	kyu483-0097	_01	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_02	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_03	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_04	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_05	南方	吉重	
200	急・上原 1	kyu483-0101	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0101	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0101	_03	南方	上原	
	〃	kyu483-0101	_04	南方	上原	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
201	急・上原 2	kyu483-0106	_01	南方	上原	総合支所
	〃	kyu483-0106	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0106	_03	南方	上原	
	〃	kyu483-0106	_04	南方	上原	
	〃	kyu483-0106	_05	南方	上原	
202	急・上原 3	kyu483-0108	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0108	_02	南方	上原	
203	急・上原 4	kyu483-0110		南方	上原	
204	急・上原 5	kyu483-0111	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0111	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0111	_03	南方	上原	
205	急・尾方前 6	kyu483-0114	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0114	_02	南方	尾方前	
206	急・五橋 2	kyu483-0260		南方	五橋	
207	急・五橋 3	kyu483-0261	_01	南方	五橋	
	〃	kyu483-0261	_02	南方	五橋	
208	急・大平見 4	kyu483-0262	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0262	_02	南方	大平見	
209	急・上原 6	kyu483-0263		南方	上原	
210	急・上原 7	kyu483-0264	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0264	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0264	_03	南方	上原	
211	急・上原 8	kyu483-0265		南方	上原	
212	急・上原 9	kyu483-0266		南方	上原	
213	急・乙田 4	kyu483-0267	_01	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_02	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_03	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_04	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_05	南方	乙田	
214	急・吉重 2	kyu483-0268		南方	吉重	
215	急・乙田 5	kyu483-0269		南方	上原	
216	急・上原 1 0	kyu483-0270		南方	上原	
217	急・上原 1 1	kyu483-0271	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0271	_02	南方	上原	
218	急・ふれあいの森	kyu483-0272	_01	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_02	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_03	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_04	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_05	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_06	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_07	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_08	南方	五橋	

別表 6) 洪水危険地帯

洪水危険地帯

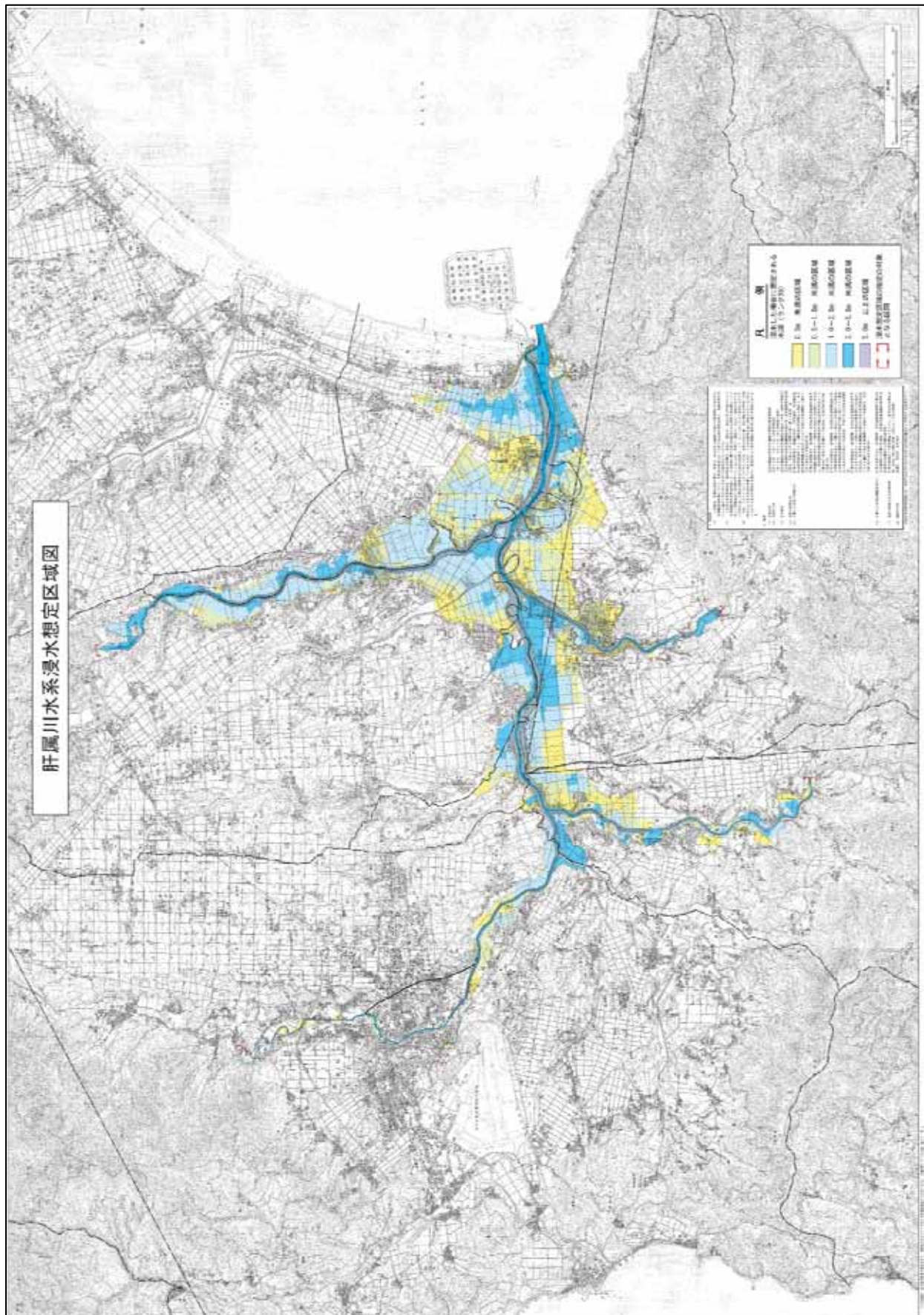
(高山地区)

番号	河川名	危険地域			予想される危険	予想される被害			危険対象雨量 mm	備考
		地名	左右岸別	延長 m		面積 Ha	家屋戸	人口		
1	境川	山下・白坂	左・右	1,000	浸水	5	13		250	後田分団
2	本城川	本城下	右	10	決壊	3	30		250	本城分団
3	和田川	和田	左	40	決壊	20	50		250	野崎分団
4	肝属川	津曲 下ヶ原	右	1,000	浸水	30	40		250	波見分団 津曲分団

(内之浦地区)

番号	河川名	区域	危険地域			予想される危険	予想される被害		
			地区名	左右岸別	延長 m		面積 Ha	家屋戸	雨量 mm
1	津房川	内之浦北方	北方	右	300	浸水、決壊	20	3	200
2	久保田川	内之浦岸良	岸良	左	800	浸水、決壊	80	20	200
3	小森川	内之浦岸良	岸良	右	600	浸水、決壊	20	40	200

肝付川水系浸水想定区域



別表 7) 雨量観測所一覧表

番号	関係振興局名	流域 河川名	観測所名	位置	雨量計 種別	管理者 (所属)	備考
1	大隅地域振興局	高山川	甫与志岳地域雨量観測所	肝付町後田	アメダス	鹿児島地方気象台長	
2	大隅地域振興局	高山川	高山地域気象観測所	肝付町前田	アメダス	鹿児島地方気象台長	
3	大隅地域振興局	広瀬川	肝付町内之浦総合支所	肝付町南方	テレメータ	肝付町長	IS
4	大隅地域振興局	広瀬川	内之浦地域気象観測所	肝付町南方	アメダス	鹿児島地方気象台長	
5	大隅地域振興局	高山川		肝付町新富	テレメータ	大隅河川国道事務所長	
6	大隅地域振興局	高山川		肝付町新富	テレメータ	大隅河川国道事務所長	
7	大隅地域振興局	高山川		肝付町後田	テレメータ	大隅河川国道事務所長	
8	大隅地域振興局	—	消防組合内之浦分署	肝付町南方	自記	内之浦分署長	

別表 8) 水位観測所名

番号	振興局名	河川名	観測所名	位置	水位					水位計種別	管理者 (所属)
					平常 (m)	水防団待機 (m)	はん濫注意 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険 (m)		
1	大隅	肝属川	俣瀬	東串良町川西	0.43	2.80	3.80	4.70	5.00	テレメータ	大隅河川 国道事務所
2	大隅	高山川	高山橋	肝付町新富	-0.17	3.30	4.60	5.10	6.40	テレメータ	大隅河川 国道事務所

別表 9) 水門一覧表

分団等	管 理	水門・樋管名
波 見	国	波見樋管
		波見第 1 樋管
		波見第 2 樋管
		波見水門
	県	荒瀬第 3 樋管
		荒瀬第 4 樋管
		荒瀬第 7 樋管
		荒瀬第 8 樋管
下 住	国	下住樋管
		下住第 2 樋管
		前田第 2 樋管
		前田樋管
西 部	国	西町排水樋管
		前田排水樋管
		大脇第 2 樋管
		志賀樋管
津 曲	県	水窪樋管
下之門	国	池之園排水樋管
		下之門樋管
宮 下	国	中山水門
		宮下排水樋管
		下住第 3 樋管
		宮下第 2 樋管
		宮下樋管
		川南樋管
東 部	国	紺屋馬場樋管
		神成窪樋管
		神之市第 2 樋管
		神之市第 3 樋管
		和田ヶ瀬樋管
南 方	県	小田川第 1 樋管
		小田川第 2 樋管
		小田川第 3 樋管

- 国委託 25 基
- 県委託 8 基

別表10) 水防倉庫並びに備蓄資機材

(1) 高山地区

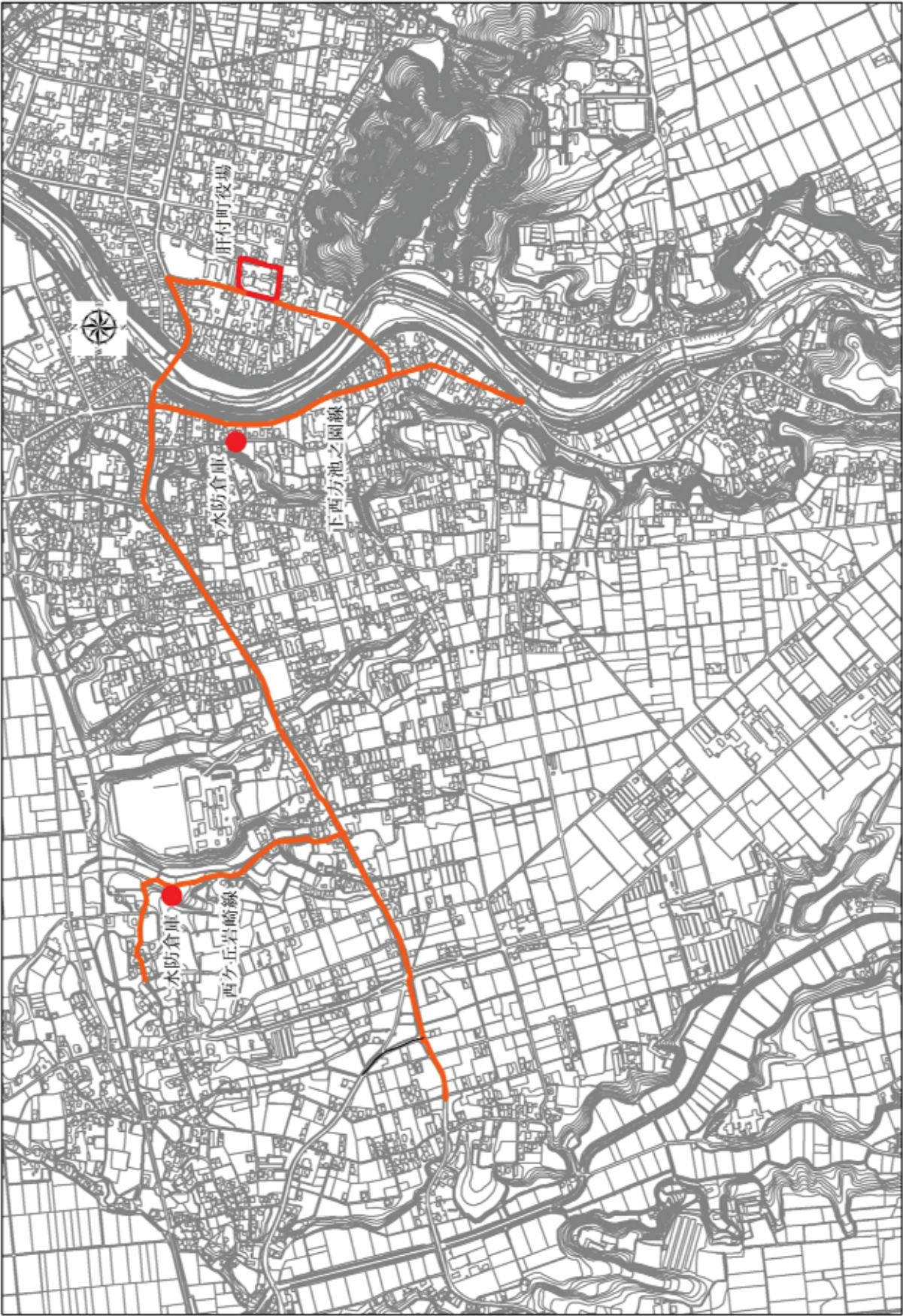
第1水防倉庫		肝付町前田 828 番地 3			
品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
カケヤ	36	かます	50	シート(2.7*3.6)	28
スコップ	54	土のう袋	5000	シート(2.7*5.4)	3
ハンマー	8	縄玉	25	シート(5.4*5.4)	13
つるはし	6	トラロープ	17	シート(5.4*7.2)	32
ハール	10	鉄線	80	シート(7.2*9.0)	14
おの	2	のこ	7	発電機	1
ペンチ	4	かま	7	照明燈	6
クリッパー	8	シノ	9	チェンソー	3
水防資機材置場		肝付町後田 5 番地 1			
木杭(1.20m)	20	木杭(4.00m)	88		
木杭(2.50m)	113	土のう	800		
木杭(3.00m)	77				

※土のう備蓄場所——西ヶ丘資材置き場

(2) 内之浦地区

第1水防倉庫		肝付町南方 2643			
品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
カケヤ	3	土のう袋	800	シート(2.7*3.6)	3
スコップ	20	縄玉	10	シート(2.7*5.4)	
つるはし	5	トラロープ	2	シート(5.4*5.4)	
ハール	5	鉄線	10	シート(5.4*7.2)	
おの	5	のこ	10	シート(7.2*9.0)	
ペンチ	5	かま	10	発電機	1
杭	50	ナタガマ	2	照明燈	
				吸着マット	100

別表11) 重要水防区域における輸送経路図



別表12) 災害時防災関係機関一覧表

種 別	名 称	局 名	番 号	位 置
県関係	鹿児島県庁	099(286) 鹿児島	2111	鹿児島市鴨池新町 10-1
〃	鹿児島県土木部 監理課	099(286) 鹿児島	3488	〃
〃	〃 河川課	099(286) 鹿児島	3590 3593	〃
〃	〃 砂防課	099(286) 鹿児島	3614 3616	〃
〃	〃 道路建設課	099(286) 鹿児島	3534	〃
〃	〃 道路維持課	099(286) 鹿児島	3568	〃
〃	〃 港湾課	099(286) 鹿児島	3634 3644	〃
〃	〃 住宅課	099(286) 鹿児島	3735	〃
県関係	鹿児島県 総務部 広報課	099(286) 鹿児島	2256 2259	鹿児島市鴨池新町 10-1
〃	鹿児島県危機管理局 危機管理防災課	099(286) 鹿児島	2095	〃
国土交通省 関係	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課	03 (3580) 東京	4311	千代田区霞ヶ関 2-1-3
〃	九州地方整備局	092 (471) 福岡	6331	福岡市博多区博多駅東 2- 10-7 福岡第 2 合同庁舎
〃	九州地方整備局 大隅河川国道事務所	0994 (65) 高山	2541～ 2543	肝付町新富 1013-1
〃	九州地方整備局 大隅河川国道事務所 高山出張所	0994 (65) 高山	2415 4391	肝付町前田字中渡 1515-1
国土交通省 関係	大隅河川国道事務所 鹿屋出張所	0994 (43) 鹿屋	0660 9764	鹿屋市王子町 4540-5
气象台関係	鹿児島地方气象台	099(250) 鹿児島	9913	鹿児島市東郡元町 4-1
自衛隊関係	陸上自衛隊 第八師団司令部	0963(43) 熊本	3141 ～3148	熊本市八影水谷 2-17-1
〃	国分駐屯部隊 第十二普通科連隊	0995(46) 国分	0350	霧島市国分福島 2-4-14
〃	海上自衛隊 第一航空群司令部	0994(43) 鹿屋	3111	鹿屋市西原 3-11-2
県振興局 関係	大隅地域振興局 (建設部管理第二 係)	0994(52) 鹿屋	2176	鹿屋市打馬 2-16-6

別表13) 情報収集サイト一覧

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト
でパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位国土交通省

・川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高国土交通省

・海の防災情報 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【携帯版】

・国土交通省防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

・潮位情報リンク http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

【気象庁】

・潮位観測情報 <http://www.jma.go.jp/jp/choi/>

・波浪観測情報 <http://www.jma.go.jp/jp/wave/>

(4) 鹿児島県

・鹿児島県河川砂防情報システム

<http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp>

別表14)

水 防 活 動 実 施 報 告 書

平成 年 月 日

作成責任者 _____ ㊟

出 水 の 状 況		はん濫注意水位 川 雨 量						m mm
水 防 活 動 実 施 箇 所		川 左 岸 右 岸 地 先						m
日 時		自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日						
出 動 人 員		水防団員		消防団員				合 計
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法		箇 所 工 法						
水 防 の 結 果	種 類	堤防	田	畑	家	道路	人 口	
	効 果	m	m ²	m ²	戸	m	人	
	被 害	m	m ²	m ²	戸	m	人	
使 用 資 器 材	土のう袋				居 住 者 の 出 動 状 況			
	縄、ロープ							
	丸太、板他				水 防 関 係 者 の 死 傷			
					雨 量 水 位 の 状 況			
水 防 活 動 に 関 する 自 己 批 判、備 考								

注) 水防活動を行った箇所ごとに作成すること。